



ご契約の際には「**ご契約のしおり・約款**」を必ずご覧ください。

- 「ご契約のしおり・約款」はご契約に伴う大切な事項、必要な知識等についてご説明しています。必ずあわせてご一読ください。

➡ PGF生命や商品について、お電話やホームページでご案内しています。



- 各種手続きやご契約内容の照会に関するお問い合わせ

PGF生命コールセンター **通話料無料 0120-56-2269**

＜受付時間＞平日9:00～18:00／土曜9:00～17:00（日・祝日・12/31～1/3を除く）

- 保険金等のご請求に関するお問い合わせ

保険金請求専用ダイヤル **通話料無料 0120-56-4861**

＜受付時間＞平日9:00～18:00／土曜9:00～17:00（日・祝日・12/31～1/3を除く）



PGF生命ホームページ **<https://www.pgf-life.co.jp>**

- 最新の為替レートや諸利率をPGF生命ホームページでご案内しています。
- 「ご契約のしおり・約款」をPGF生命ホームページに掲載しています。

➡ 募集代理店からのご説明事項

- これらの保険にご契約いただくか否かが、募集代理店での他のお取引に影響を及ぼすことはありません。
- **これらの保険はPGF生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。**
- 保険業法上の規制に基づき、お客さまの勤務先等により、お申し込みいただけない場合があります。

➡ 生命保険募集人について

- 募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまとPGF生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して、PGF生命が承諾したときに有効に成立します。
- これらの保険は、外貨建保険販売資格をもつ生命保険募集人のみが取り扱うことができます。
- 生命保険募集人の権限等について確認を希望される場合は、PGF生命コールセンターまでお問い合わせください。

#### 公的保険制度について

お申し込みにあたっては、公的保険制度を理解したうえで、必要に応じた民間保険に加入することが重要です。公的保険制度についてはこちらからご確認ください。

公的保険について（金融庁ホームページ）

<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>



この「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼パンフレット」の記載は、2025年4月現在のものです。各種お取り扱い等、将来変更されることがあります。

これらの商品はPGF生命を引受保険会社とする生命保険商品です。  
**ご契約後のご照会はPGF生命までお問い合わせください。**

（お問い合わせ、ご照会は）  
募集代理店

（ご契約後のご照会は）  
引受保険会社

**ブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社**  
本社／〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10



見やすいユニバーサル  
デザインフォントを  
採用しています。



PGF生命

2025年4月版

## まごころつながる終身保険2 **リレープラン**

積立利率市場連動型一時払終身保険（保障選択型）／無配当

米国ドル建積立利率更改型一時払終身保険（保障選択型）／無配当



### 契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼パンフレット

ご契約前に必ず  
お読みください。

ご契約のお申し込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認、ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いします。



- これらの商品は生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
- 市場金利や為替相場の変動等により、損失が生じることがあります。



商品の概要について  
動画でご確認いただけます

まごころつながる終身保険2



PGF生命

ブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命



一時払で保険料をお払込みいただく終身保険です。  
リレープランは以下の特徴があります。

## ひきつぐ

2名の被保険者を指定でき、  
1つの保険で2名の保障を  
準備できます。



被保険者にそれぞれ保 障の割合を  
設定し、のこされた方へお 支払いする  
金額を調整できます。



被保険者のどちらかの方に  
万一のことがあっても、保障が  
続きます。



## 複利でふやす

積立金額を積立利率に応じた複利で  
増加させ資産形成したい方へ



ふやす



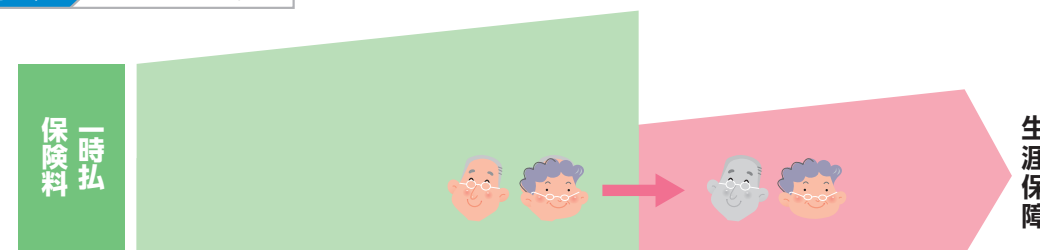
のこす

¥ 円建て

くわしくは 3～4ページ

\$ 米ドル建て  
(イメージ図)

くわしくは 5～6ページ



## 毎年引き出す

積立金(特則)を**毎年受け取り**、  
ご自身で使うためのお金を準備したい方へ

積立金の引出機能に関する特則



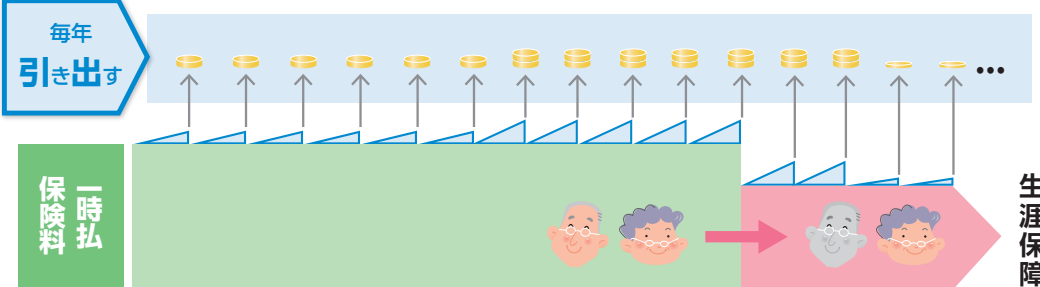
つかう



のこす

\$ 米ドル建て  
(イメージ図)

くわしくは 7～8ページ



## 毎年積み立てる

積立金(特則)を積み立てておき、  
**任意のタイミングで受け取り**たい方へ

積立金の引出機能に関する特則



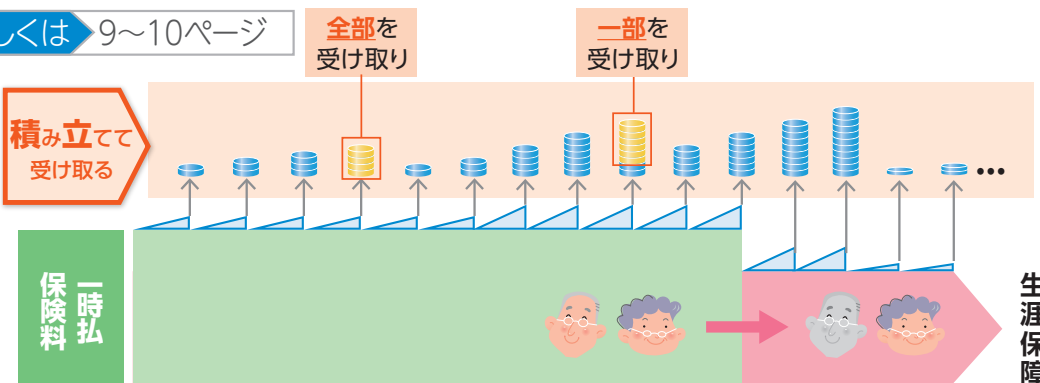
つかう



のこす

\$ 米ドル建て  
(イメージ図)

くわしくは 9～10ページ



市場金利や為替相場の変動等により、損失が生じることがあります。またこれらの保 険にはご負担いただく費用があります。 くわしくは 35～36ページ くわしくは 59～62ページ

※被保険者が入院中または入院・手術を予定されている場合や、余命宣告を受けている場合には、お申し込みいただけません。

※この「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)兼パンフレット」では、「ご契約のしおり・約款」の「積立利率市場連動型一時払終身保険(保障選 択型)」を「円建て商品」、「米国ドル建積立利率更改型一時払終身保険(保障選択型)」を「米ドル建て商品」と通貨で表記し、「連生保障型」を「リレープラン」、 積立金の引出機能に関する特則の「特則積立金」を「積立金(特則)」と読み替えて記載しています。

# 複利でふやす 円建て



## ふやす

契約日に設定された積立利率が終身にわたって適用され、積立金は安定的に複利で増加します。



## ひきつぐ

2名の被保険者それぞれに、連生死亡保険金割合を設定できます。  
また、 契約者（第一被保険者）が先に亡くなった場合、 後継契約者としてあらかじめ指定された第二被保険者が契約の権利義務を引き継ぎます。

[くわしくは 13～14 ページ](#)



## のこす

第一被保険者（契約者）と第二被保険者の2名を指定できます。  
被保険者が亡くなられた場合は連生死亡保険金または最終死亡保険金をお支払いします。

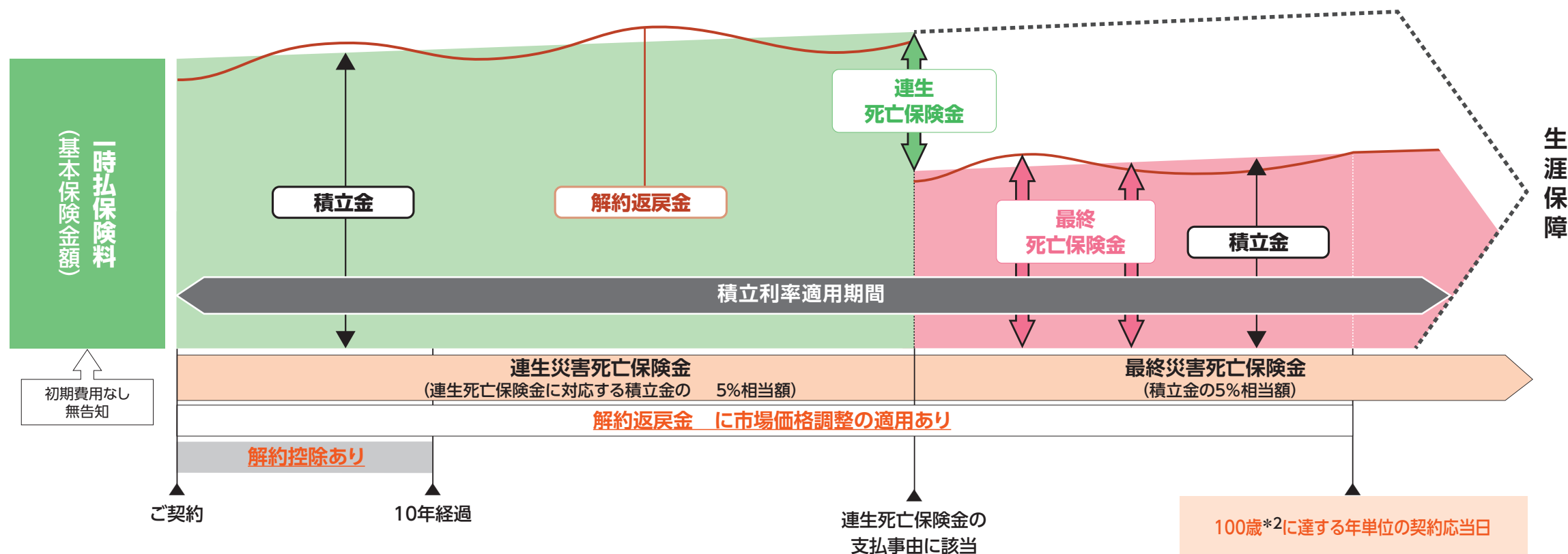
## 円建て（積立利率市場連動型一時払終身保険（保障選択型））

|      |          |        |         |
|------|----------|--------|---------|
| 加入年齢 | 60～90歳*1 | 最低保険料額 | 1,000万円 |
|------|----------|--------|---------|

\*1 一方の被保険者の年齢が60～90歳であれば、もう一方の被保険者は50歳から加入いただけます。

イメージ図

積立金を複利でふやしながら、2名の保障を準備することができます。



### 積立金と積立利率について

[くわしくは 27ページ](#)

### 解約控除と市場価格調整について

ご契約から10年間は解約控除がかかります。  
また、ご契約から100歳\*2に達する年単位の契約応当日の前日までは市場価格調整が適用されます。  
\*2 第一被保険者または第二被保険者のいずれか高い年齢となります。  
※解約日（減額日）が年齢の高い被保険者が100歳に達する契約応当日以降の日の場合は、市場価格調整は行われません。

※イメージ図は保険のしくみを簡略化して記載したものです。高さ（縦）は金額の大きさを表し、長さ（横）は時間の経過を表しています。



# 複利でふやす (積立金の引出機能に関する特則を付加しない 場合) \$ 米ドル建て



## ふやす

積立利率適用期間ごとに積立利率が設定され、積立金は安定的に複利で増加します。



## ひきつぐ

2名の被保険者それぞれに、**連生死亡保険金割合**を設定できます。  
また、 契約者(第一被保険者)が先に亡くなった場合、 **後継契約者**としてあらかじめ指定された**第二被保険者**が契約の権利義務を引き継ぎます。

[くわしくは 13～14 ページ](#)



## のこす

**第一被保険者(契約者)と第二被保険者の2名**を指定できます。  
被保険者が亡くなった場合は**連生死亡保険金**または**最終死亡保険金**をお支払いします。

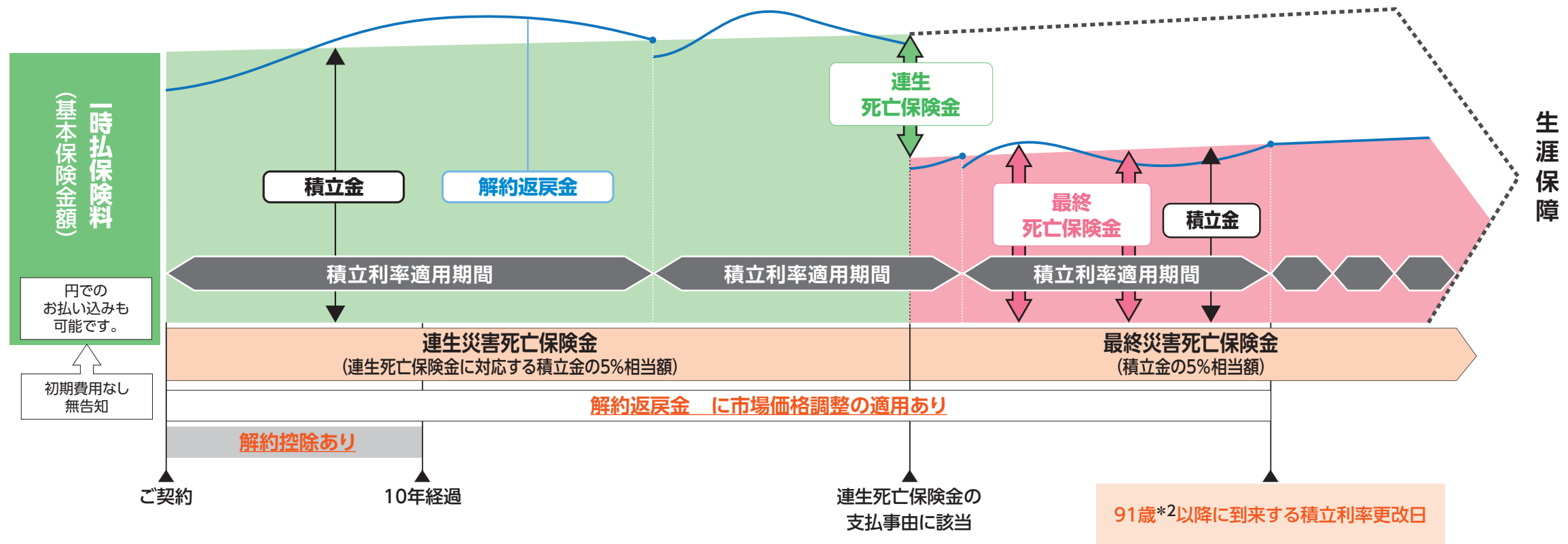
## \$ 米ドル建て (米国ドル建積立利率更改型一時払終身保険(保障選択型))

|      |        |        |          |
|------|--------|--------|----------|
| 加入年齢 | 15～90歳 | 最低保険料額 | 10万米ドル*1 |
|------|--------|--------|----------|

\*1 円換算払込特約付加時は1,000万円となります。

イメージ図

積立金を複利でふやしながら、2名の保障を準備することができます。



### 積立金と積立利率について

[くわしくは 48～49ページ](#)

### 解約控除と市場価格調整について

ご契約から10年間は解約控除がかかります。  
また、ご契約から91歳\*2以降に到来する積立利率更改日の前日までは市場価格調整が適用されます。  
\*2 第一被保険者または第二被保険者のいずれか高い年齢となります。連生死亡保険金の支払事由が生じた後は、生存されている被保険者の年齢となります。年の場合または解約日(減額日)が積立利率計算基準日の場合は、市場価格調整は行われません。

※イメージ図は保険のしくみを簡略化して記載したものです。高さ(縦)は金額の大きさを表し、長さ(横)は時間の経過を表しています。

# 毎年引き出す (積立金の引出機能に関する特則を付加して引出を選択した場合) \$ 米ドル建て

## つかう

一時払保険料から増えた分を「**積立金(特則)**」として、解約控除・市場価格調整なしで受け取り、普段から使えるお金を確保できます。  
引出の場合、契約者(後継契約者)は積立金(特則)を**毎年受け取れます**。

- 引出と積立を自由に変更いただけます。
- 受取通貨は ¥ 円または \$ 米ドルをお選びいただけます。

## ひきつぐ

2名の被保険者それぞれに、**連生死亡保険金割合**を設定できます。  
また、 契約者(第一被保険者)が先に亡くなられた場合、 **後継契約者**としてあらかじめ指定された**第二被保険者**が契約(主契約と特則部分)の権利義務を引き継ぎます。

くわしくは 13~14ページ

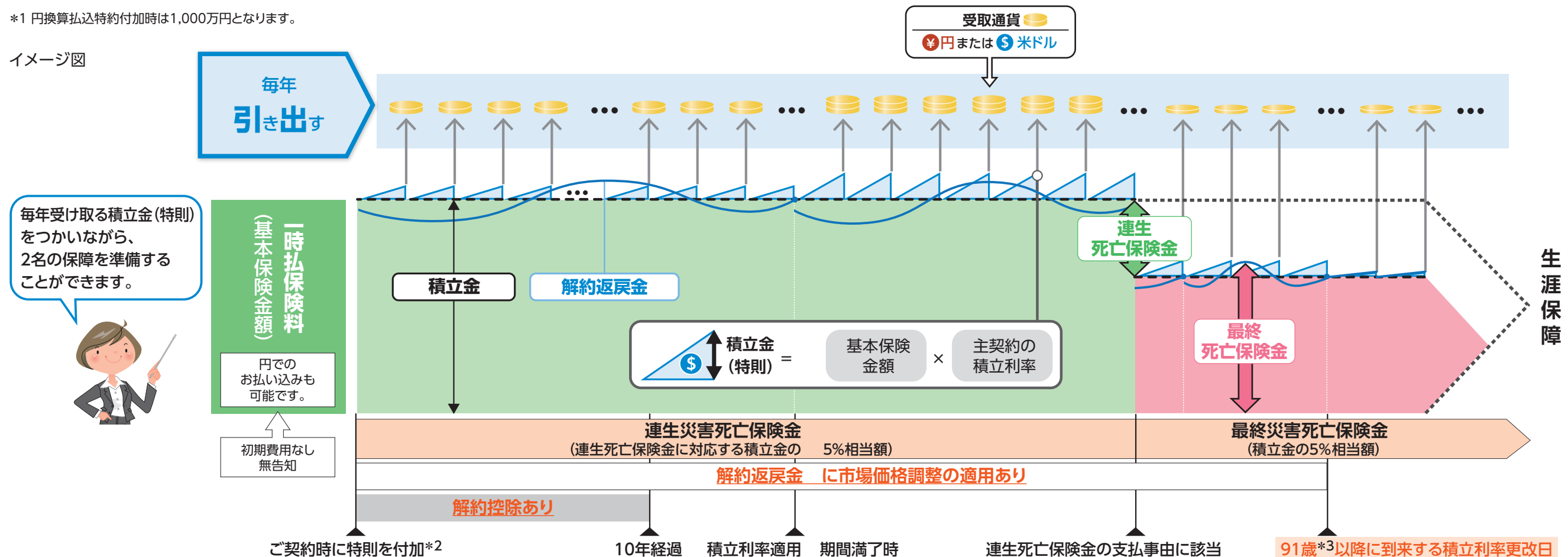
## のこす

**第一被保険者(契約者)と第二被保険者の2名**を指定できます。  
被保険者が亡くなられた場合は**連生死亡保険金**または**最終死亡保険金**をお支払いします。

|      |        |        |          |
|------|--------|--------|----------|
| 加入年齢 | 15~90歳 | 最低保険料額 | 10万米ドル*1 |
|------|--------|--------|----------|

\*1 円換算払込特約付加時は1,000万円となります。

イメージ図



### 積立金と積立利率について

くわしくは 48~49ページ

### 解約控除と市場価格調整について

ご契約から10年間は解約控除がかかります。91歳\*3以降に到来する積立利率更改日の前日までは市場価格調整が適用されます。  
※積立利率適用期間が1年の場合または解約日(減額日)が積立利率計算基準日の場合は、市場価格調整は行われません。

くわしくは 47ページ

\*2 特則の中途付加はできません。解約等、主契約が消滅するまでこの特則は続きます。この特則のみの解約は、直後に到来する積立利率適用期間満了時となります。  
\*3 第一被保険者または第二被保険者のいずれか高い年齢となります。連生死亡保険金の支払事由が生じた後は、生存されている被保険者の年齢となります。

※円建て商品には付加できません。 ※積立金(特則)を円でお受け取りの場合は、為替相場の変動による影響を受けお受け取りの都度、増減します。 ※イメージ図は保険のしくみを簡略化して記載したものです。高さ(縦)は金額の大きさを表し、長さ(横)は時間の経過を表しています。また、積立金(特則)のイメージ図は利率等を考慮しておらず、将来の積立金(特則)額を保証するものではありません。

# 毎年積み立てる (積立金の引出機能に関する特則を付加して積立を選択した場合) \$ 米ドル建て

## 💰 つかう

一時払保険料から増えた分を「**積立金(特則)**」として、解約控除・市場価格調整なしで受け取り、普段から使えるお金を確保できます。

積立の場合、積立金(特則)を積み立てておき、契約者(後継契約者)のお申し出により、**任意のタイミングで受け取れます**。

- 引出と積立を自由に変更いただけます。
- 受取通貨は ¥ 円または \$ 米ドルをお選びいただけます。

## 👉 ひきつぐ

2名の被保険者それぞれに、**連生死亡保険金割合**を設定できます。

また、👤 契約者(第一被保険者)が先に亡くなられた場合、👤 **後継契約者**として **第二被保険者**が契約(主契約と特則部分)の権利義務を引き継ぎます。

くわしくは ➡ 13～14ページ

## 🏠 のこす

**第一被保険者(契約者)と第二被保険者の2名**を指定できます。

被保険者が亡くなられた場合は**連生死亡保険金**または**最終死亡保険金**をお支払いします。

■ **相続のとき(積み立てた積立金(特則)がある場合)**

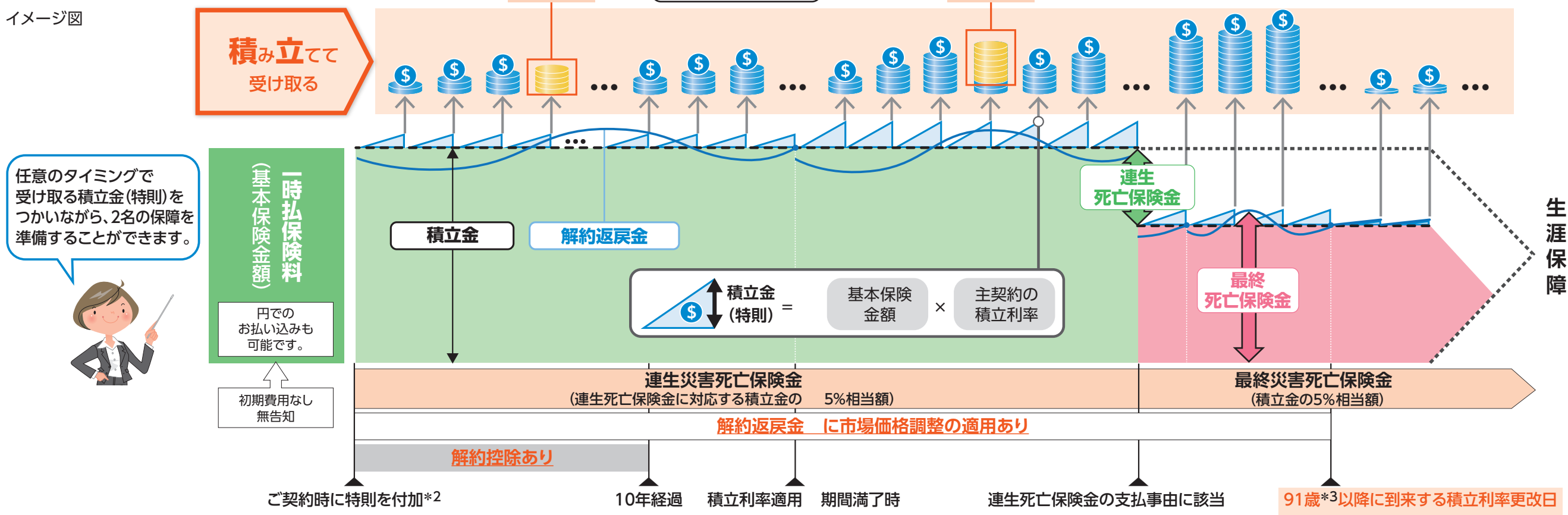
一次相続時(連生死亡保険金の支払時)、積立金(特則)は連生死亡保険金に加算されません。

その後、二次相続時(最終死亡保険金の支払時)、最終死亡保険金に積立金(特則)を加算した金額が支払われます。

|      |        |        |          |
|------|--------|--------|----------|
| 加入年齢 | 15～90歳 | 最低保険料額 | 10万米ドル*1 |
|------|--------|--------|----------|

\*1 円換算払込特約付加時は1,000万円となります。

イメージ図



### 積み立て金と積み立て利率について

くわしくは ➡ 48～49ページ

### 解約控除と市場価格調整について

ご契約から10年または、ご契約から **間は解約控除がかかります。**

**91歳\*3以降に到来する積み立て利率更改日の前日**までは市場価格調整が適用されます。

1年の場合または解約日(減額日)が積み立て利率計算基準日の場合は、市場価格調整は行われません。

満了時をもって解約するお申し出をされた場合に限りです。 くわしくは ➡ 47ページ

**※積み立て金(特則)はPGF生命所定の利率で積み立てます。「積み立て」を選択された後に適用する利率は、主契約の積み立て利率とは異なります。また、多くの利率については、当社ホームページをご覧ください。**

**\*2 特則の中途付加はできません。解約等、主契約が消滅するまでこの特則は続きます。この特則のみの解約は、直後に到来する積み立て利率適用期間**

**\*3 第一被保険者または第二被保険者のいずれか高い年齢となります。連生死亡保険金の支払事由が生じた後は、生存されている被保険者の年齢**

※円建て商品には付加できません。 ※積み立て金(特則)を円で受け取る場合は、為替相場の変動による影響を受けお受け取りの都度、増減します。 ※イメージ図は利率等を考慮しておらず、将来の積み立て金(特則)額を保証するものではありません。

イメージ図は保険のしくみを簡略化して記載したものです。高さ(縦)は金額の大きさを表し、長さ(横)は時間の経過を表しています。また、積み立て金(特則)の



# 税務のお取扱い(積立金(特則)等にかかる 課税の例) 💰 米ドル建て

📖 ご参考

## 引出 を選択した場合

**a** 毎年の積立金(特則)のお受け取り

所得税(雑所得) + 住民税

契約者  
ご本人

## 積立 を選択した場合

**b** 積み立てた金額の全部または一部のお受け取り

**b** の支払前において、**a** による支払を受けたことがない場合

所得税(一時所得) + 住民税

契約者  
ご本人

**b** の支払前において、**a** による支払を受けたことがある場合

所得税(雑所得) + 住民税

契約者  
ご本人

## 被保険者が亡くなられたとき、積み立てた積立金(特則)がある場合

<契約例>

契約者・第一被保険者  
ご本人

第二被保険者  
配偶者

連生死亡保険金受取人・最終死亡保険金受取人  
お子さま

※第一被保険者が先に亡くなられた場合

|            |                                      |     |                    |
|------------|--------------------------------------|-----|--------------------|
| 連生死亡保険金受取時 | 連生死亡保険金支払後の保険契約に対する解約返戻金相当額(特則部分を含む) | 相続税 | 後継契約者*<br>配偶者      |
|            | 連生死亡保険金のお受け取り                        | 相続税 | 連生死亡保険金受取人<br>お子さま |
| 最終死亡保険金受取時 | 最終死亡保険金に積み立てた積立金(特則)を加えた額をお受け取り      | 相続税 | 最終死亡保険金受取人<br>お子さま |

\*後継契約者が承継された保険契約の権利は、契約者の本来の相続財産であり、遺産分割協議の対象となります。

※税務取り扱い等に関する記載は、2024年12月現在の税制・法令に基づくもので、将来変更されることがあります。個別の税務取り扱い等につきましては、所轄の税務署等にご確認ください。

## 引出 【所得税(雑所得)の対象となる金額について】

- お受け取りになる積立金(特則)から必要経費を差し引いた額が所得税(雑所得) + 住民税の対象となります。
- 必要経費 = 積立金(特則)の額 ×  $\frac{\text{一時払保険料相当額}}{\text{積立金(特則)受取予定総額} + \text{死亡保険金額}}$
- 積立金(特則)受取予定総額は、第1回の年単位の契約応当日における「積立金(特則)の額 × 被保険者の余命年数\*1」となります。  
\*1 所得税法施行令別表に定める余命年数

📖 ご参考 所得税法施行令 別表 余命年数表(第八十二条の三、第百八十五条関係)より抜粋

| 年金の支給開始日における年齢 | 50歳 | 60歳 | 70歳 | 80歳 | 90歳 |
|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 男性             | 27年 | 19年 | 12年 | 6年  | 3年  |
| 女性             | 32年 | 23年 | 14年 | 8年  | 3年  |

### <必要経費の計算例>

■男性: 61歳\*2 (余命年数: 18年) ■一時払保険料: 1,200万円と仮定 ■積立金(特則)の額: 36万円と仮定  
■死亡保険金額: 1,200万円と仮定

$$\text{必要経費} = 36\text{万円} \times \frac{12,000,000\text{(円)}}{(360,000\text{(円)} \times 18\text{(年)}) + (12,000,000\text{(円)})}$$
$$= 36\text{万円} \times 0.65*3 = 234,000\text{(円)}*4$$

\*2 第1回の年単位の契約応当日における被保険者の年齢 \*3 小数点第3位以下切上げ \*4 円未満切捨て

## 積立 【所得税(一時所得)の対象となる金額について】

- お受け取りになる積立金(特則)から必要経費を差し引いた額が所得税(一時所得) + 住民税の対象となります。  
※「積立」を選択し所得税(雑所得) + 住民税となる場合、上記の引出の所得税(雑所得) + 住民税のお取り扱いとなります。
- お受け取りになる積立金(特則)の課税については以下の通りです。

①課税されない場合

積立金(特則) 必要経費

受け取る積立金(特則)額より必要経費の方が**大きい**ので、課税されません。

②課税される場合

積立金(特則) 必要経費

受け取る積立金(特則)額より必要経費の方が**小さい**ので、必要経費を超えた部分から特別控除(50万円)を差し引いた金額の2分の1が課税の対象となります。

- 必要経費 = 一時払保険料(過去に必要経費とした部分を除く)のうち、受け取る積立金(特則)の額に達するまでの金額

### <必要経費の計算例>

■男性: 60歳 ■一時払保険料: 1,200万円と仮定 ■積立金(特則)の額: 360万円と仮定

$$\text{必要経費} = 360\text{万円}$$

※その後に積立金(特則)を受け取った場合の必要経費は、一時払保険料相当額のうち、受け取った積立金(特則)の額に達するまでの金額となるので、1,200万円から360万円を差し引いた840万円となります。

# リレープランのご契約例

それぞれの連生死亡保険金割合を設定することで、相続が発生する順番や相続発生時の保有資産額等、状況に応じた準備ができます。連生死亡保険金や最終死亡保険金は納税資金だけでなく、整理資金、遺族保障等としても活用できます。



ご夫婦を被保険者とした場合のご契約例を見てみましょう

|      |                           |               |             |
|------|---------------------------|---------------|-------------|
| ご契約例 | 契約者                       | ご本人           |             |
|      | 被保険者                      | 第一被保険者        | 第二被保険者      |
|      |                           | ご本人           | 配偶者         |
|      | 連生死亡保険金受取人<br>(連生死亡保険金割合) | お子さま<br>(60%) | ご本人<br>(5%) |
|      | 最終死亡保険金受取人                | お子さま          |             |

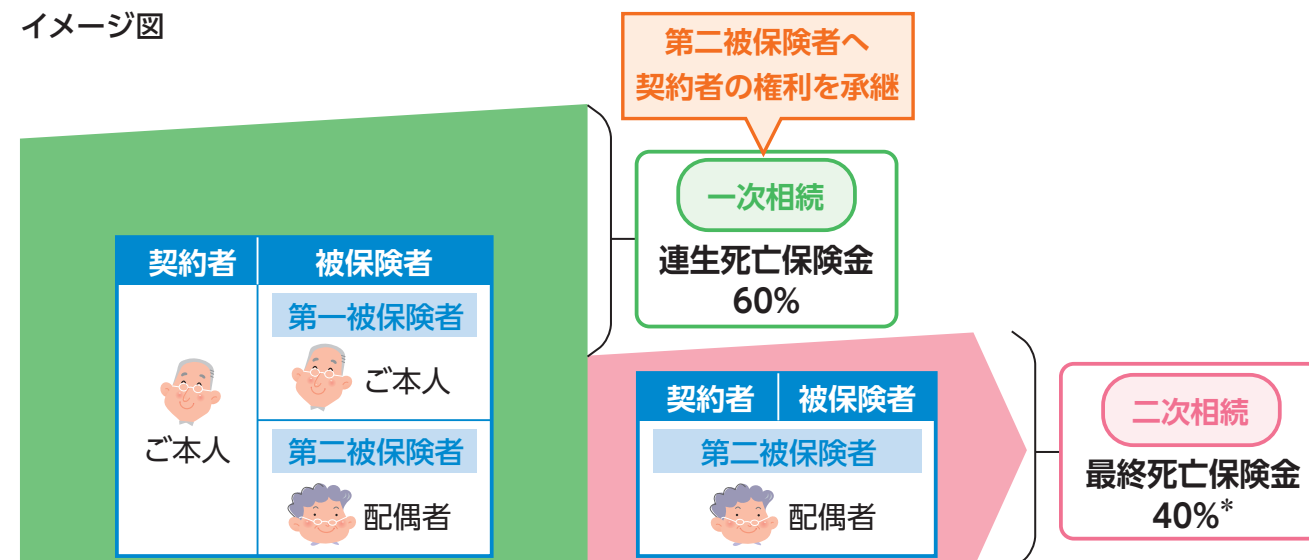
## ケース①

先に ご本人(第一被保険者)が亡くなり、  
後に 配偶者(第二被保険者)が亡くなる場合



私が先に亡くなった場合は整理資金や遺族保障に加えて、私の方が資産が多い分、一次相続と二次相続のそれぞれの納税資金も考えないといけないね。

イメージ図



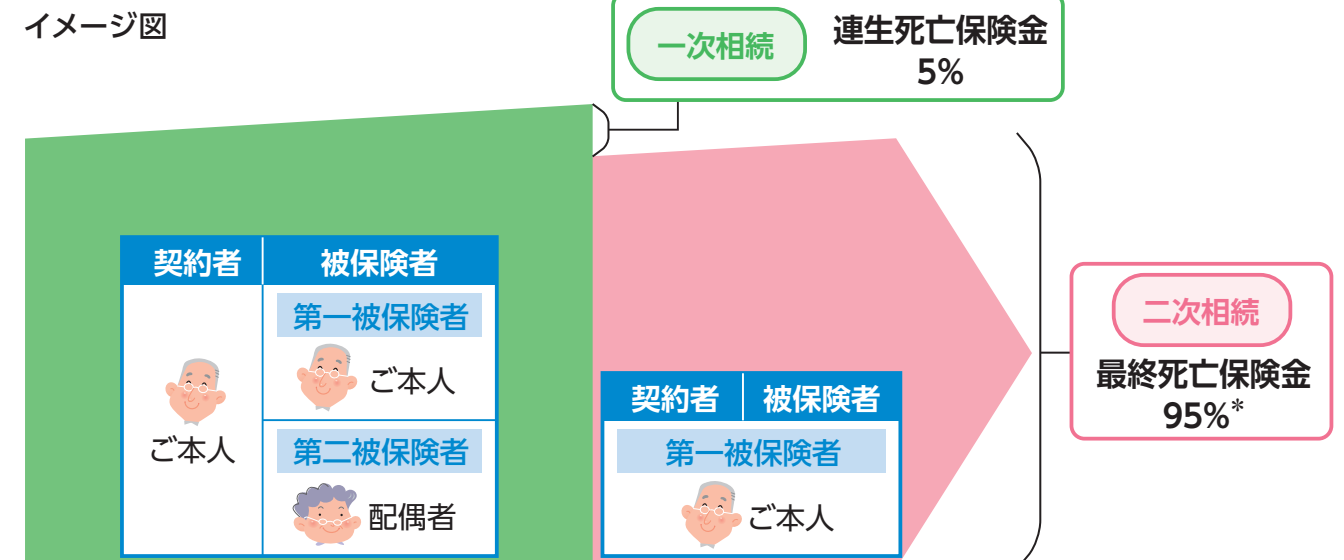
## ケース②

先に 配偶者(第二被保険者)が亡くなり、  
後に ご本人(第一被保険者)が亡くなる場合



私の方が資産は少ないし、私が先に亡くなった場合は整理資金を準備できればいいわね。

イメージ図



※このご契約例はイメージであり、すべてのお客さまに当てはまるわけではありません。

※数値は目安です。連生死亡保険金支払後、基本保険金額から連生死亡保険金割合分を引いた金額をもとに計算された金額が最終死亡保険金額となります。



# リレープランの税務のお取り扱い(保険金等 にかかる税の例)

ご参考

＜前ページのご契約例で、「夫婦」→「子供」の二次相続まで発生した場合＞

相続が発生する順番によって税務のお取り扱いが異なります。



ケース ①

先に 契約者・第一被保険者が亡くなり、後に 第二被保険者が亡くなる場合

| 一次相続                                                                                                                                                                                                                                         | 二次相続                                                                                                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <div>●契約者・第一被保険者が亡くなる</div> <div><div>契約者・第一被保険者<br/>ご本人</div><div>連生死亡保険金受取人<br/>お子さま</div><div>後継契約者・第二被保険者<br/>配偶者</div></div> <div><div>連生死亡保険金受取人への課税<br/>連生死亡保険金のお受け取り<br/>相続税</div><div>後継契約者への課税<br/>保険契約の権利の承継*<br/>相続税</div></div> | <div>●第二被保険者が亡くなる</div> <div><div>後継契約者・第二被保険者<br/>配偶者</div><div>最終死亡保険金受取人<br/>お子さま</div></div> <div><div>最終死亡保険金受取人への課税<br/>最終死亡保険金のお受け取り<br/>相続税</div></div> |

ケース ②

先に 第二被保険者が亡くなり、後に 契約者・第一被保険者が亡くなる場合

| 一次相続                                                                                                                                                                    | 二次相続                                                                                                                                                              |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <div>●第二被保険者が亡くなる</div> <div><div>第二被保険者<br/>配偶者</div><div>契約者・第一被保険者・連生死亡保険金受取人<br/>ご本人</div></div> <div><div>連生死亡保険金受取人への課税<br/>連生死亡保険金のお受け取り<br/>所得税+住民税</div></div> | <div>●契約者・第一被保険者が亡くなる</div> <div><div>契約者・第一被保険者<br/>ご本人</div><div>最終死亡保険金受取人<br/>お子さま</div></div> <div><div>最終死亡保険金受取人への課税<br/>最終死亡保険金のお受け取り<br/>相続税</div></div> |

\*契約者の死亡により後継契約者が保険契約の権利を承継されたときは、連生死亡保険金支払後の保険契約に対する解約返戻金相当額(積立金の引出機能に関する特則を付加している場合は特則部分を含む)に対して、相続税が課税されます。  
※税務取り扱い等に関する記載は、2024年12月現在の税制・法令に基づくもので、将来変更されることがあります。個別の税務取り扱い等につきましては、所轄の税務署等にご確認ください。

# 商品の特徴

## 2名の被保険者を指定

- 1つの保険で第一被保険者と第二被保険者の2名の保障を準備できます。
- 第一被保険者は契約者と同一人となります。
- 第二被保険者は第一被保険者の配偶者または2親等内の親族から指定することができます。

※PGF生命が認めた場合、上記以外からも指定することができます(同性パートナーや内縁関係の相手方を含みます)。その場合、証明のため所定の書類が必要になることがあります。

- 第一被保険者(契約者)が先に死亡された場合、第二被保険者(後継契約者)が契約者となります。

### Q. 連生死亡保険金の支払前に契約者を変更することはできますか?

**A.** 契約者を変更することはできません。ですが、連生死亡保険金の支払事由に該当した後であれば契約者を変更することができます。

## 受取人と受取金額について

連生死亡保険金・最終死亡保険金の受取人は契約者があらかじめ指定することができます。

| 保険金                                                                                  | お支払いする金額                                                                 | 受取人                                                                           |
|--------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 連生死亡保険金<br>(第一被保険者または第二被保険者のいずれか先に死亡された場合に支払われる保険金)                                  | 支払事由該当日における①②のいずれか大きい金額に死亡された被保険者に設定された連生死亡保険金割合を乗じた額<br>①積立金相当額 ②解約返戻金額 | 第一被保険者、<br>第二被保険者ごとに指定された連生死亡保険金受取人(原則、それぞれの被保険者の配偶者または3親等内の親族、もしくはもう一方の被保険者) |
| 連生災害死亡保険金<br>(責任開始期以後に発生した不慮の事故、または責任開始期以後に発病した感染症を原因として死亡された場合に連生死亡保険金に加えて支払われる保険金) | 連生死亡保険金に対応する積立金の5%相当額                                                    |                                                                               |
| 最終死亡保険金<br>(連生死亡保険金のお支払い後に生存している被保険者が死亡された場合に支払われる保険金)                               | 支払事由該当日における①②のいずれか大きい金額<br>①積立金相当額 ②解約返戻金額                               | 最終死亡保険金受取人<br>(原則、「第一被保険者からみて配偶者または3親等内の親族」かつ「第二被保険者からみて配偶者または3親等内の親族」)       |
| 最終災害死亡保険金<br>(責任開始期以後に発生した不慮の事故、または責任開始期以後に発病した感染症を原因として死亡された場合に最終死亡保険金に加えて支払われる保険金) | 支払事由該当日における積立金の5%相当額                                                     |                                                                               |

※解約時(減額時)に支払われる解約返戻金の受取人は契約者(後継契約者を含む)となります。

### Q. 2名の被保険者が同時に亡くなった場合、受取人や保険金額はどうなりますか?

**A.** 第一被保険者および第二被保険者が同時に支払事由に該当した場合、最終死亡保険金受取人に最終死亡保険金をお支払いします。  
このとき、お支払いする保険金額は、連生死亡保険金と最終死亡保険金の支払額の合計額となります。

※責任開始期以後に発生した不慮の事故、または責任開始期以後に発病した感染症を原因として同時に死亡された場合、連生災害死亡保険金と最終災害死亡保険金を加えてお支払いします。

## 連生死亡保険金割合について

- 連生死亡保険金割合は、第一被保険者、第二被保険者それぞれに対して5～90%(1%単位)の範囲内であらかじめ設定することができます。
- 連生死亡保険金の支払事由が生じる前までであれば連生死亡保険金割合を変更することができます。

※連生死亡保険金支払後の基本保険金額は円建て商品の場合は200万円以上、米ドル建て商品の場合は2万米ドル以上になる必要があります。

### Q. 連生死亡保険金割合は第一被保険者と第二被保険者で合計して100%に設定する必要がありますか?

**A.** 合計で100%になるように設定する必要はありません。

#### <連生死亡保険金割合の設定例>

| 被保険者              | 第一被保険者 | 第二被保険者 |
|-------------------|--------|--------|
| 連生死亡保険金割合         | 70%    | 50%    |
| 連生死亡保険金の支払後に残る割合* | 30%    | 50%    |

この合計が100%になる必要はありません。

\*数値は目安です。連生死亡保険金支払後、基本保険金額から連生死亡保険金割合分を引いた金額をもとに計算された金額が最終死亡保険金額となります。

# 保険金等のお受け取り

## 受取通貨について

### ¥ 円建て

保険金・解約返戻金等は円でお受け取りとなります。

### \$ 米ドル建て

保険金・解約返戻金等は円でも米ドルでもお受け取りできます。

※介護年金移行特約による介護年金は円でお受け取りとなります。

※円で受け取る場合、為替相場により円換算額は変動します。

くわしくは 61ページ

## 受取方法について

保険金・解約返戻金等は、一括受取／年金受取／一括受取＋年金受取から受取方法をお選びいただけます。

### 選べる年金種類

決まった期間または  
決まった金額を  
受け取りたい方に

#### 確定年金

受取期間または受取金額を指定して受け取ることができます。

終身でずっと  
受け取りたい方に

#### 保証期間付終身年金

年金受取人がご存命の間、年金を受け取り続けることができます。

Point

万一保証期間中に年金受取人がお亡くなりになった場合は、保証期間の残りの期間に対する未払いの年金現価に相当する金額を、死亡一時金としてお支払いします。

夫婦のどちらかが  
ご存命の間はずっと  
受け取りたい方に

#### 保証期間付夫婦連生終身年金

ご夫婦のどちらかがご存命の間、年金を受け取り続けることができます。

Point

1回あたりの受取金額は確定年金よりも少なくなりますが、長生きすると確定年金の受取総額を上回ることがあります。

くわしくは 30ページ

くわしくは 52ページ

## 要介護状態になったときの受取方法について

公的介護保険制度の要介護2以上で生涯にわたって年金を受け取れます。

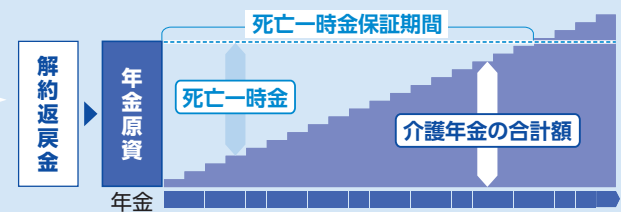
※介護年金移行特約を付加することで、解約返戻金の一部または全部を年金原資とした介護年金に移行することができます。

※一般的な年金とは違い、要介護2以上等に該当したときに受け取れる年金であり、また年金額は年金原資の設定を行ったときの介護年金移行特約の基礎率(予定利率等)に基づいて計算します。

※米ドル建て商品の場合、介護年金は、円でお受け取りとなります。

### 介護年金移行特約

要介護状態に  
なったとき



Point

- ・被保険者が生存されている限り、生涯にわたって介護年金を受け取ることができます。
- ・死亡一時金保証期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、年金原資額から介護年金の合計額を差し引いた金額を死亡一時金としてお支払いします。

<移行条件> ①ご契約から1年間経過していること  
②被保険者の年齢が満40歳以上であること

くわしくは 29～30ページ

くわしくは 51～52ページ



死亡一時金保証期間を越えて生存していた場合、年金原資金額を超えた介護年金を合計で受け取れるんだね。

死亡一時金保証期間中に万一のことがあっても、死亡一時金を受け取れて安心ね。







# 人生100年時代に寄り添う機能と サービスが充実しています

くわしくはPGF生命  
ホームページの  
「ご契約者さま」を  
ご確認ください。



## 機能・サービス

### 契約内容を家族にも 知ってもらいたいとき

#### PGFご家族登録サービス

登録されたご家族は以下のことができます。

- 契約内容の問い合わせ
- 各種請求書類の契約者宛ての送付依頼
- PGF生命マイページの利用

※事前登録が必要です。  
※各種お手続きは、原則、ご契約者さまご本人に行っていただきます。  
※未成年の方は登録ご家族にご指定いただけません。

### 意思表示が困難で各種手続き、 請求ができないとき

#### PGFあんしん 代理請求サービス

成年後見人の選任なく、推定相続人等\*がご契約者さまご本人に代わり、解約や保険金等を請求することができます。

\*契約者や受取人等の各種請求をする方が仮に死亡された場合に相続人となる方  
※事前登録は不要です。  
※指定代理請求特約が利用できる場合、指定代理請求特約が優先されます。  
※保険商品、請求内容により、取り扱いが異なりますので、詳細はホームページ等をご確認ください。

#### 指定代理 請求特約

被保険者が受取人となる保険金等が、被保険者に代わって請求することができます。

くわしくは 28 ～29ページ  
くわしくは 50 ～51ページ



### 自分に万一のことが あったとき

#### 連生(災害)死亡保険金・ 最終(災害)死亡保険金

被保険者が死亡または所定の状態に該当したときにお支払いします。

くわしくは 28ページ  
くわしくは 50ページ



#### 死亡保険金即日支払サービス

死亡保険金を簡単なお手続きで請求いただいたその日のうちに最高1,000万円までお支払いします。

※ご契約内容によっては、お取り扱いできない場合がございます。  
※ご連絡、請求書類ご提出の時刻等により、死亡保険金をその日のお支払いできない場合があります。



## 付帯サービス

### 介護や健康の相談をしたいとき

#### 介護・健康ほっとライン

#### 電話相談サービス・ マイドクターサービス

電話

(提供:株式会社保健同人フロンティア)  
●電話相談サービス  
介護や健康に対する不安をいつでも無料で保健師、看護師、管理栄養士、ケアマネージャー等の相談員に相談できます。  
●マイドクターサービス  
さらに専門的なご相談を希望の場合は、病状に応じて専門医にご相談いただけます。

利用  
無料

### 認知機能低下リスクを知りたいとき

#### 脳の健康度チェックサービス

#### のうKNOW® PGF生命マイページ

(提供:エーザイ株式会社)

4つのトランプテストを実施することで、脳の健康度をご確認いただけます。

テスト  
内容

- 脳の反応速度チェック
- 視覚学習チェック
- 注意力チェック
- 記憶力チェック



※本サービスは、疾病(認知症含む)の予防や診断を目的としたものではありません。

利用  
無料

### がんのリスクを知りたいとき

#### がんスクリーニング検査サービス

優待

#### サリバチェッカー

郵送

(提供:株式会社サリバテック)

今現在、自分ががんに罹患しているかどうかのリスクをだ液を採取して送るだけでご自宅でもチェックいただけます。

<チェックできるがんの種類>

- ・肺がん ・膵がん ・胃がん ・大腸がん
- ・乳がん(女性のみ) ・口腔がん

※優待価格でご利用いただけます。

### 家族の生活を見守りたいとき

#### 見守り・セキュリティ紹介サービス

優待

- ・HOME ALSOK みまもりサポート
- ・まもるっく
- ・HOME ALSOK Connect

電話

(提供:ALSOK)

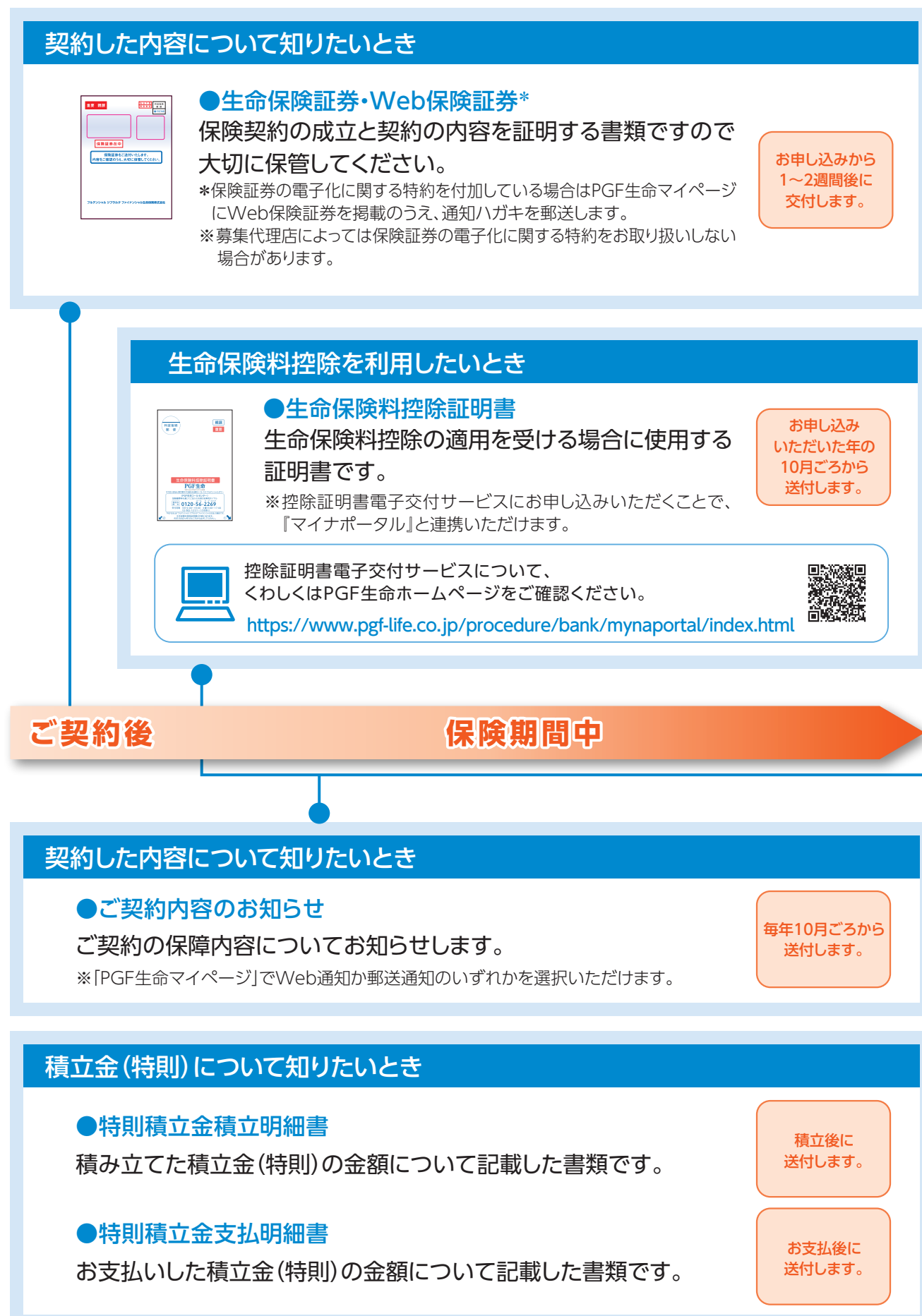
ALSOKが提供する各種セキュリティ・緊急通報サービスを優待価格でご利用いただけます。



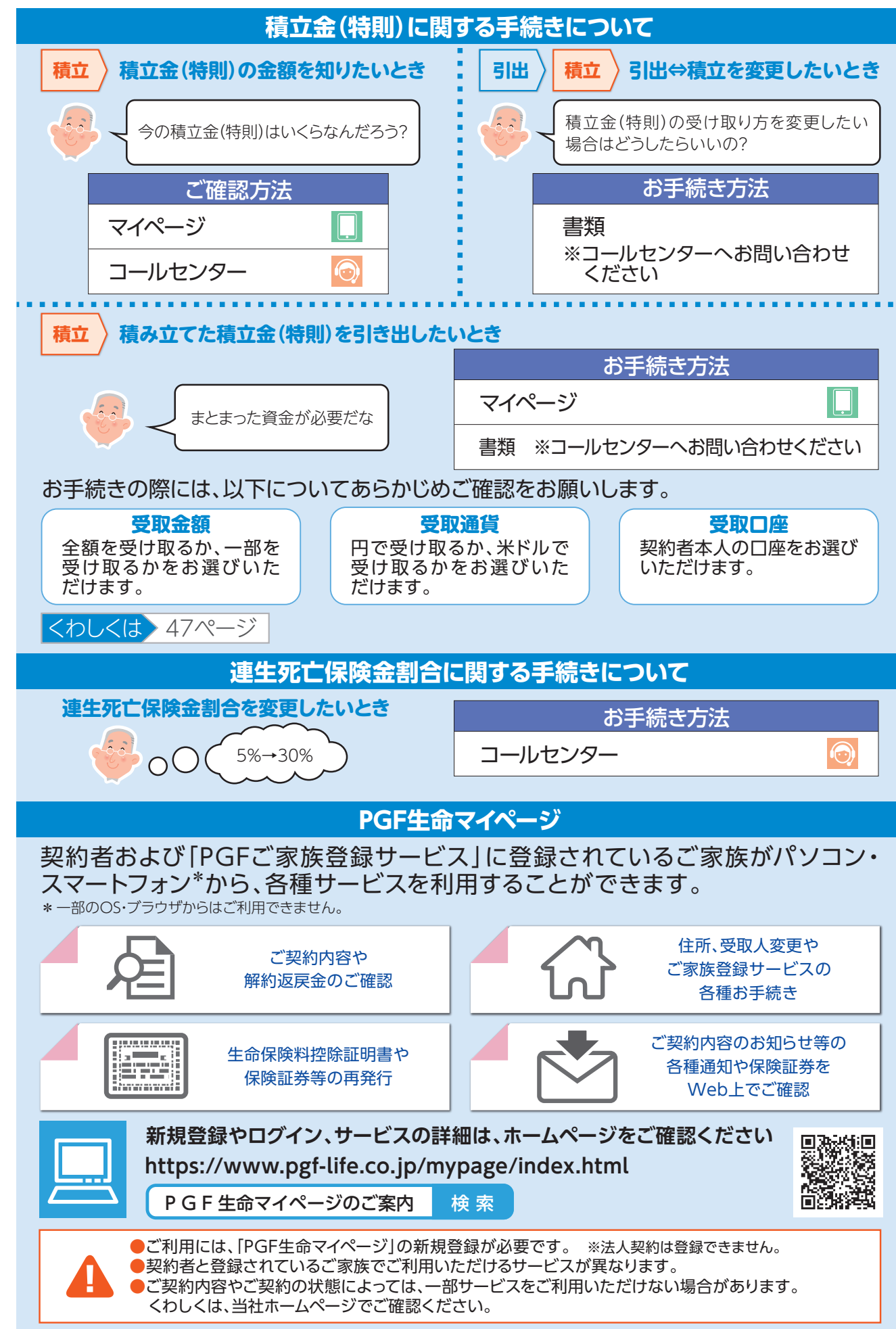
※付帯サービスは、PGF生命の保険商品の保障内容の一部ではありません。※PGF生命の保険契約が消滅した場合はご利用できません。※法人は利用不可。  
※脳の健康度チェックサービス「のうKNOW」/がんスクリーニング検査サービス「サリバチェッカー」はパソコン・スマートフォンからPGF生命マイページ  
※記載の内容は、2024年12月現在のものであり、将来予告なく変更・中止・終了する場合があります。

# ご契約後にお送りする主な書類

<イメージ>



# 各種手続きについて



# 契約概要

リレープラン

¥ 円建て



## ご契約の前に必ずお読みください。

「契約概要」は契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。記載の支払事由や制限事項は概要や代表事例です。それぞれの詳細や主な保険用語の説明等について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、ご確認ください。

※積立利率市場連動型一時払終身保険（保障選択型）および米国ドル建積立利率更改型一時払終身保険（保障選択型）は別商品となります。

※この「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼パンフレット」では、「ご契約のしおり・約款」の「積立利率市場連動型一時払終身保険（保障選択型）」を「円建て商品」と通貨で表記し、「連生保障型」を「リレープラン」と読み替えて記載しています。

※ご契約後にプランの変更や通貨の変更はできません。

※「契約概要」での「被保険者」は第一被保険者、第二被保険者となります。

## 1 保険の特徴としくみ

### ■保険名称：積立利率市場連動型一時払終身保険（保障選択型）

#### ■保険の目的

この保険は、以下のご意向があるお客さまにおすすめの商品です。

- 生涯にわたって円建ての死亡保障を確保したい。
- 被保険者お二人の死亡保障を準備したい。

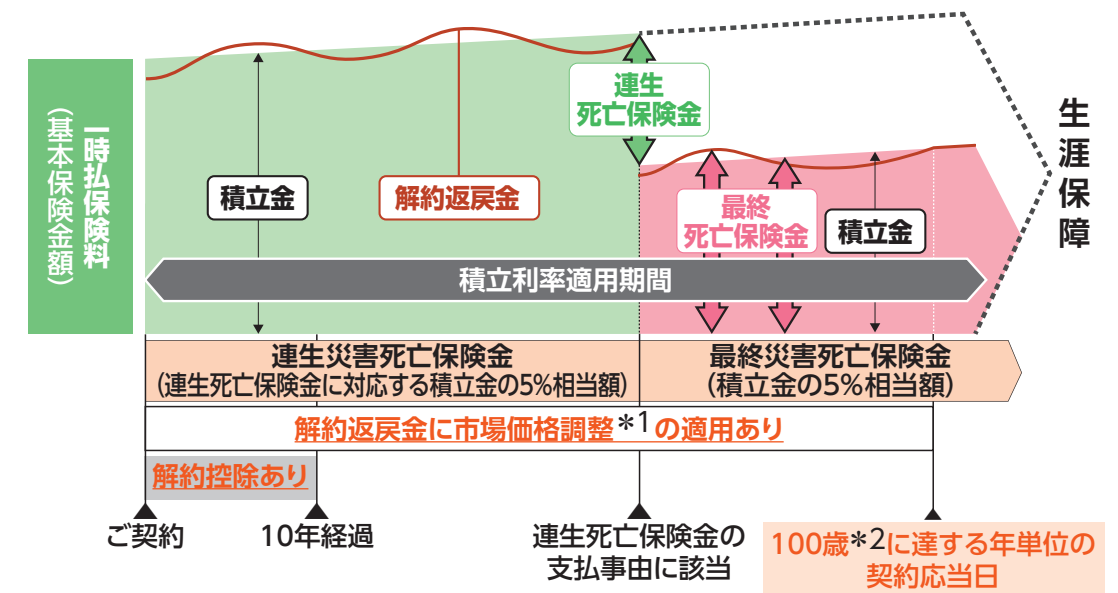
#### ■特徴

- 保険料を円建てで一時払する終身保険です。
- 万一の保障が生涯にわたって続きます。
- 保険料・保険金等の金銭の授受は円建てで行います。

リレープラン

¥ 円建て

## ■しくみ（イメージ図）



●ご契約時に第一被保険者、第二被保険者それぞれの連生死亡保険金割合を5～90%（1%単位）の範囲内で設定いただけます。連生死亡保険金の支払事由に該当する前までであれば連生死亡保険金割合を変更することができます。

●連生死亡保険金の支払事由に該当したとき、連生死亡保険金受取人に連生死亡保険金をお支払いします。

●第一被保険者（契約者）が先に死亡した場合、第二被保険者（後継契約者）が契約者となります。

●連生死亡保険金のお支払い後に生存している被保険者が死亡されたとき、最終死亡保険金受取人に最終死亡保険金をお支払いします。

\*1 市場価格調整はご契約から100歳（第一被保険者または第二被保険者のいずれか高い年齢）に達する年単位の契約応当日の前日まで適用されます。

\*2 第一被保険者または第二被保険者のいずれか高い年齢となります。

※連生死亡保険金の支払事由に該当する前は契約者変更はできません。



## ■積立利率について

- 積立利率とは、積立金(将来の保険金を支払うために積み立てるお金)に適用される利率です。
- 契約日の積立利率が終身にわたって適用されます。  
※契約日は、一時払保険料相当額をPGF生命が受領した日(着金日)となります。申込日と契約日が一致せず、申込日の積立利率が適用されないことがありますので、ご注意ください。
- 積立利率は、指標金利をもとに以下の方法で決定し、毎月2回(1日と16日)設定されます。

|   |                        |                                                                                                  |
|---|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | 指標金利の5日分の<br>平均値(基準利率) | 1日～15日の積立利率:前月26日*3の直前5日分の指標金利を所定の方法で取得し平均します。<br>16日～月末の積立利率:当月11日*3の直前5日分の指標金利を所定の方法で取得し平均します。 |
| ② | PGF生命所定の<br>範囲内で増減     | −0.7%～+0.7%の範囲内で①を増減します。                                                                         |
| ③ | 保険関係費用を控除              | 災害死亡保障费率、新契約费率、維持费率を差し引きます。                                                                      |

\*3 休業日の時は直後の営業日を起点とします。  
※積立利率の基準となる「基準利率」と「実際の運用資産」の金利差(金利リスク)等を考慮し、基準利率から±0.7%の範囲内で調整して積立利率を設定します。

## ■指標金利について

- 指標金利は、残存期間20年の日本国債の流通利回りです。  
※将来の運用情勢の変化により消滅したときまたは長期間にわたりこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったときなど、指標金利として用いることが適切でなくなった場合は、会社は、主務官庁の認可を得て、指標金利をこの保険の運用対象と連動する金利に変更することがあります。この場合、指標金利を変更する日の2ヵ月前までに契約者にその旨を通知します。  
※金融情勢の変化により指標金利がPGF生命所定の金利水準を下回る場合、お取り扱いを一時的に停止することがあります。

➡くわしくは、[「ご契約のしおり・約款」](#)をご確認ください。

## ■この保険のリスクについて

- 解約返戻金額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- この保険は、解約返戻金額に対し市場金利を反映させるしくみがあります(市場価格調整)。そのため、解約時の市場環境によっては、解約返戻金額が減少し一時払保険料を下回ることがあります。

くわしくは 36ページ

# 2 主な保障内容

## ■被保険者が次の支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

| 保険金の種類    | 支払事由                                                                      | お支払いする金額                                                       | 受取人                             |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 連生死亡保険金   | 第一被保険者、第二被保険者のうち、いずれかが先に死亡されたとき                                           | 支払事由該当日における積立金相当額または解約返戻金額のいずれか大きい金額に、死亡された被保険者の連生死亡保険金割合を乗じた額 | 第一被保険者、第二被保険者ごとに指定された連生死亡保険金受取人 |
| 連生災害死亡保険金 | 責任開始期以後に発生した不慮の事故、または責任開始期以後に発病した感染症を原因として第一被保険者、第二被保険者のうち、いずれかが先に死亡されたとき | 連生死亡保険金に対応する積立金の5%相当額                                          |                                 |
| 最終死亡保険金   | 連生死亡保険金の支払後に生存している被保険者が死亡されたとき                                            | 支払事由該当日における積立金相当額または解約返戻金額のいずれか大きい金額                           | 最終死亡保険金受取人                      |
| 最終災害死亡保険金 | 責任開始期以後に発生した不慮の事故、または責任開始期以後に発病した感染症を原因として連生死亡保険金の支払後に生存している被保険者が死亡されたとき  | 支払事由該当日における積立金の5%相当額                                           |                                 |

※第一被保険者および第二被保険者が同時に支払事由に該当した場合、最終死亡保険金受取人に最終死亡保険金をお支払いします。このとき、お支払いする保険金額は、連生死亡保険金と最終死亡保険金の支払額の合計額となります。責任開始期以後に発生した不慮の事故、または責任開始期以後に発病した感染症を原因として同時に死亡された場合、連生災害死亡保険金と最終災害死亡保険金を加えてお支払いします。  
※最終死亡保険金または最終災害死亡保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅します。

➡不慮の事故や感染症について、くわしくは[「ご契約のしおり・約款」](#)をご確認ください。

# 3 付加できる主な特約

## ■指定代理請求特約

- 被保険者と受取人が同一人のときに、年金等を請求できない所定の事情が被保険者にある場合は、指定代理請求人が代わって請求することができます。
- 指定代理請求人の指定には、あらかじめ被保険者の同意を得てください。
- 第一被保険者、第二被保険者それぞれにこの特約を付加する場合、それぞれに1人ずつ指定できます。
- 代理請求の対象となる年金等は以下のとおりとなります。

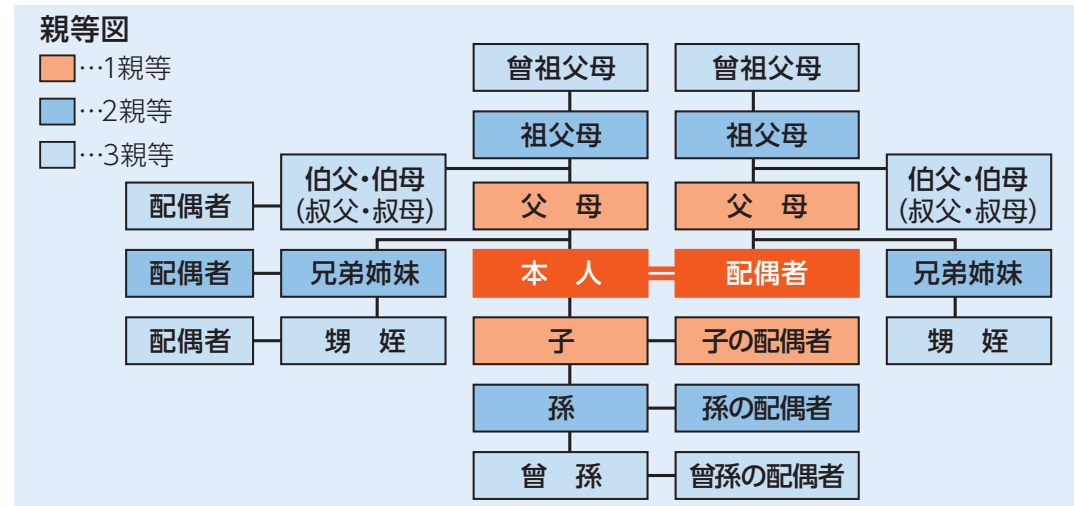
| 特約名                | 代理請求の対象となる年金等   |
|--------------------|-----------------|
| 介護年金移行特約           | 介護年金*1          |
| 保険金等の支払方法の選択に関する特約 | 年金*1*2、夫婦年金*1*2 |

\*1 年金の一括支払・一時支払も請求することができます。  
\*2 年金の被保険者と年金受取人が同一人の場合となります。

くわしくは 29～30ページ

### 【指定代理請求人の指定範囲】

- 被保険者の同意のもと、下記の範囲内から契約者が1人を指定します。
    - ① 被保険者の戸籍上の配偶者
    - ② 被保険者の3親等内の親族
  - PGF生命が認めた場合、下記の範囲内からも指定することができます。
    - ③ 被保険者と同居または生計を一にしている者
    - ④ 被保険者の財産管理を行っている者
    - ⑤ 連生死亡保険金受取人または最終死亡保険金受取人
    - ⑥ ③から⑤と同等の関係にある者
- ※証明のため所定の書類が必要になることがあります。



- 指定代理請求人からご請求いただいた年金等は、受取人または指定代理請求人の口座へ送金します。  
※指定代理請求人の固有の財産にはなりません。
- ご請求の際、指定代理請求人となる方へお支払いについて念書のご記入をお願いします。  
※本来の受取人と異なる方が受け取ることで、税務のお取り扱いが異なることがあります。

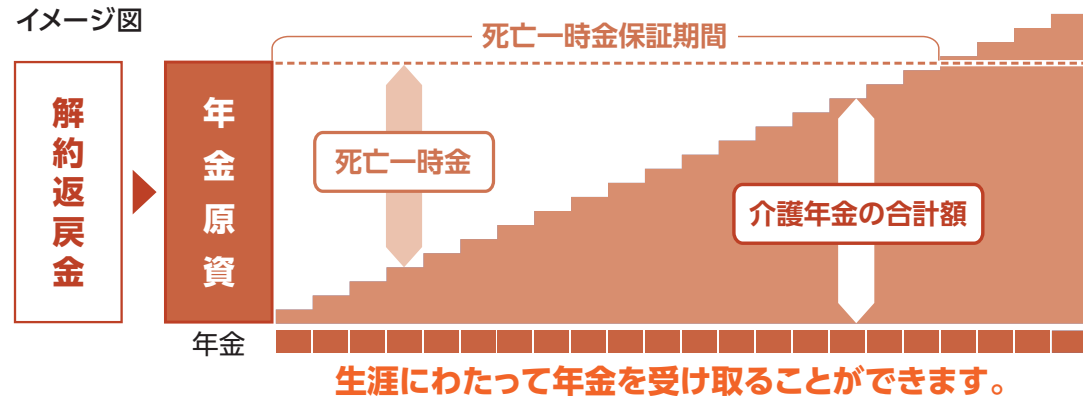
### ■介護年金移行特約

- 所定の要介護状態に該当したとき、解約返戻金の一部または全部を年金原資とした介護年金を生涯にわたって受け取ることができます。

#### 【年金の種類】

|        |                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 介護終身年金 | <ul style="list-style-type: none"><li>●被保険者が生存されている限り、生涯にわたって介護年金をお支払いします。</li><li>●死亡一時金保証期間*1中に被保険者がお亡くなりになった場合、年金原資額から介護年金の合計額を差し引いた金額を死亡一時金としてお支払いします。</li></ul> <p>*1 死亡一時金保証期間とは、介護年金の合計額がはじめて年金原資に充当した額を超える年金支払日の前日までの期間をいいます。</p> |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

イメージ図



※この特約を付加し、年金原資の設定を行ったときの基礎率（予定利率等）に基づいて、年金額を計算します。

- 一部を年金原資とする場合、基本保険金額は減額されたものとして取り扱います。  
その場合の基本保険金額は**連生死亡保険金支払前は1,000万円以上、連生死亡保険金支払後は200万円以上**となる必要があります。
- この特約の付加には、第一被保険者および第二被保険者の同意が必要となります。
- 連生死亡保険金の支払事由に該当する前に、第二被保険者が第1回介護年金を請求するときは、介護年金支払に移行するにあたり契約者の同意が必要となります。
- ご請求の際は以下の条件をすべて満たしている必要があります。

- ①ご契約から1年間経過していること
- ②被保険者の年齢が満40歳以上であること

- 以下のいずれかに該当したときにお支払いします。

- ①公的介護保険制度による要介護認定を受け、要介護2以上の状態に該当していると認定されたとき
  - ②次の2つの条件を満たすとき
    - 1) 満65歳未満の被保険者がPGF生命所定の要介護状態\*2に該当したこと
    - 2) 1)の状態に該当した日からその日を含めて180日以上継続していること
- \*2 PGF生命所定の要介護状態について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

### ■保険金等の支払方法の選択に関する特約

- 保険金や解約返戻金等の支払方法を年金に変更することができます。  
※この特約の対象が解約返戻金の場合、契約日から5年未満のご契約ではお取り扱いできません。

#### 【年金の種類】

|                 |                                |
|-----------------|--------------------------------|
| 確定年金（年金支払期間指定型） | 年金支払期間：5～70年（5年単位）             |
| 確定年金（年金額指定型）    | 年金支払期間：指定年金額により定まる期間（5年以上1年単位） |
| 保証期間付終身年金       | 保証期間：5～20年（5年単位）               |
| 保証期間付夫婦連生終身年金   | 保証期間：5～20年（5年単位）               |

※この特約を付加し、年金基金の設定を行ったときの基礎率（予定利率等）に基づいて、年金額（確定年金（年金額指定型）の場合は年金支払期間）を計算します。

- 年金は年1・2・3・4・6・12回のいずれかの受取回数を選択することができます。
- 年6回を選択いただく場合、受け取る月を偶数月または奇数月から選択することができます。
- 最長で10年間、保険金等の支払いを据え置くことができます。

※PGF生命所定の利息をつけて据え置きます。PGF生命所定の利息は、金利情勢等により据置期間中に変更することがあります。



## 4 ご契約の諸条件

- 保険期間:終身
- 被保険者の契約年齢範囲(満年齢):60~90歳
  - ※一方の被保険者の年齢が60~90歳であれば、もう一方の被保険者は50歳から加入いただけます。
- 保険料のお取り扱い

|         |                                                                                                                                                                                                             |         |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 保険料払込方法 | 一時払                                                                                                                                                                                                         |         |
| 取扱範囲    | 最高保険料額*                                                                                                                                                                                                     | 20億円    |
|         | 最低保険料額                                                                                                                                                                                                      | 1,000万円 |
|         | 取扱単位                                                                                                                                                                                                        | 1万円     |
|         | *同一の被保険者に対し、積立利率更改型一時払終身保険、積立利率更改型一時払終身保険(19)、米国ドル建積立利率更改型一時払終身保険(保障選択型)、積立利率市場連動型一時払終身保険(保障選択型)に複数のご契約がある場合、通算して判定します。<br>※基本保険金額が通算対象額となります。<br>※リレープランの場合は基本保険金額に90%を乗じた額が、第一被保険者、第二被保険者それぞれの通算対象額となります。 |         |

- 告知:なし
- 第二被保険者
  - 第一被保険者の配偶者または2親等内の親族
  - ※PGF生命が認めた場合、上記以外からも指定することができます(同性パートナーや内縁関係の相手方を含みます)。その場合、証明のため所定の書類が必要になることがあります。
- 連生死亡保険金受取人
  - 第一被保険者の連生死亡保険金受取人
    - 原則、第一被保険者の配偶者または3親等内の親族、もしくは第二被保険者
  - 第二被保険者の連生死亡保険金受取人
    - 原則、第二被保険者の配偶者または3親等内の親族、もしくは第一被保険者
    - ※PGF生命が認めた場合、上記以外からも指定することができます(同性パートナーや内縁関係の相手方を含みます)。その場合、証明のため所定の書類が必要になることがあります。
- 最終死亡保険金受取人

原則、「第一被保険者からみて配偶者または3親等内の親族」かつ「第二被保険者からみて配偶者または3親等内の親族」

※PGF生命が認めた場合、上記以外からも指定することができます(同性パートナーや内縁関係の相手方を含みます)。その場合、証明のため所定の書類が必要になることがあります。

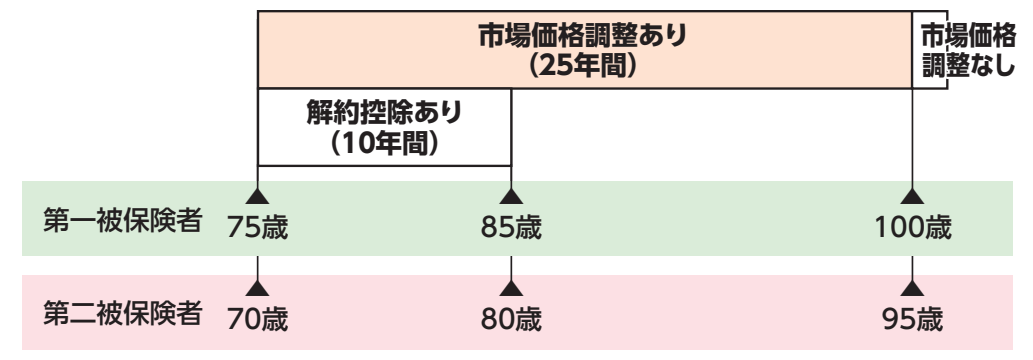
➡ご契約内容(一時払保険料等)については、申込書または申込書控をご覧ください。

## 5 ご契約の解約と解約返戻金

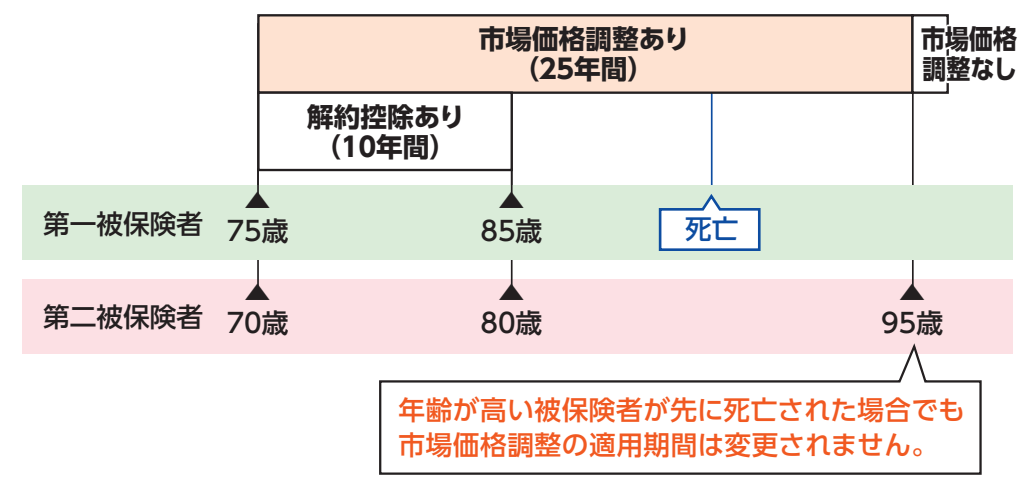
- いつでも保険契約を解約することができます。
  - 解約日は、所定の書類がPGF生命に到着した日となります。
  - ご契約から短期間で解約されたときの解約返戻金は、多くの場合、一時払保険料より少ない金額になります。
  - 部分的な解約(減額)も可能です。  
減額後の基本保険金額は連生死亡保険金支払前は1,000万円以上、連生死亡保険金支払後は200万円以上となる必要があります。
  - 契約日からその日を含めて10年間は解約控除があります。
  - 契約日からその日を含めて100歳\*1に達する年単位の契約応当日の前日までは解約控除のほかに市場価格調整が適用されます。
- \*1 第一被保険者または第二被保険者のいずれか高い年齢で計算します。

### ご参考 市場価格調整の適用期間について

【第一被保険者が75歳、第二被保険者が70歳で加入された場合】  
市場価格調整は年齢の高い第一被保険者により計算されます。  
この場合、市場価格調整は100歳までの25年間適用されます。



第一被保険者が亡くなられた後も市場価格調整の適用期間は変わらず25年間となり第二被保険者が95歳まで適用されます。





解約返戻金額は、円建てで次の方法により計算します。

解約返戻金額 = 積立金額 × (1 - 市場価格調整率 - 解約控除率)

※解約した場合の積立金額は解約日の積立金額、部分的な解約(減額)をした場合の積立金額は減額日の積立金額に基本保険金額の減額割合を乗じた額となります。

市場価格調整率 = 1 - ( (1 + 契約日における基準利率)^(残存月数\*2/12) / (1 + 解約日(減額日)における基準利率 + A) )

A:基準利率を定める日から解約日(減額日)までの金利変動や、債券等の購入価格に関する金利と売却価格に関する金利の差異を考慮し、PGF生命が設定した率です。  
解約日(減額日)において0.00%以上0.05%以下の範囲内で設定されます(契約時には定まっています)。

※2 解約日(減額日)からその日を含めて、年齢の高い被保険者が100歳に達する年単位の契約応当日の前日までの月数(月数未満切り上げ)に、0.60を乗じた月数。

「A」により、契約日と解約日(減額日)における基準利率が同一であっても、解約(減額)時の積立金額に対して残存期間に応じて一定率が控除されます。

例えば、契約日と解約日(減額日)における基準利率が1%、「A」が0.05%の場合、残存期間に応じて以下の率が控除されます。

＜解約日(減額日)における積立金額に対する控除率＞

契約年齢が60歳の場合

| 残存年数*3 | 40年*4 | 35年   | 30年   | 25年   | 20年   | 15年   | 10年   | 5年    | 1年    |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 控除率    | 1.18% | 1.03% | 0.89% | 0.74% | 0.59% | 0.44% | 0.30% | 0.15% | 0.03% |

※3 解約日(減額日)から起算して、年齢の高い被保険者が100歳に達するまでの残存年数

※4 契約日の率

※解約日(減額日)が年齢の高い被保険者が100歳に達する契約応当日以降の日の場合は、市場価格調整は行われません。

解約控除率 契約日からの経過年数に応じた所定の解約控除率を用います。

|           | ～<br>1年未満 | 1年以上<br>2年未満 | 2年以上<br>3年未満 | 3年以上<br>4年未満 | 4年以上<br>5年未満 | 5年以上<br>6年未満 | 6年以上<br>7年未満 | 7年以上<br>8年未満 | 8年以上<br>9年未満 | 9年以上<br>10年未満 |
|-----------|-----------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|
| 解約<br>控除率 | 2.5%      | 2.25%        | 2.0%         | 1.75%        | 1.5%         | 1.25%        | 1.0%         | 0.75%        | 0.5%         | 0.25%         |

※契約日から10年以上経過している場合は解約控除は行われません。

➡くわしくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

## 6 配当金

●この保険は無配当保険です。配当金はありません。

## 7 諸費用について

●この保険にはご負担いただく費用があります。

くわしくは 35～36ページ

# 注意喚起情報

リレープラン

¥ 円建て



## ご契約の前に必ずお読みください。

■この「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みの際に**特にご注意いただきたい事項**を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、**内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込み**いただきますようお願いいたします。

■この「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、**「ご契約のしおり・約款」**に記載していますのでご確認ください。

※積立利率市場連動型一時払終身保険(保障選択型)および米国ドル建積立利率更改型一時払終身保険(保障選択型)は別商品となります。

※この「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼パンフレット」では、「ご契約のしおり・約款」の「積立利率市場連動型一時払終身保険(保障選択型)」を「円建て商品」、「連生保障型」を「リレープラン」と読み替えて記載しています。

※ご契約後にプランの変更や通貨の変更はできません。

※「注意喚起情報」での「被保険者」は第一被保険者、第二被保険者となります。

## ご契約にかかる費用について

ご契約にかかる費用の合計額は、積立利率の計算の際に用いる「保険関係費用」と各種お取り扱い、お受け取りの際にご負担いただく費用となります。

### 積立利率を設定する際にかかる費用

| 保険関係費用                     | 費用    | 概要                                                                                          |
|----------------------------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災害死亡保障および保険契約の締結・維持にかかる費用* | 0.43% | 積立利率を設定する際に、PGF生命が定めた利率から左記費用を差し引きます(PGF生命が定める利率は、所定の期間における指標金利の平均値に、最大0.7%を増減させた範囲内となります)。 |

\*災害死亡保障に備えるための災害死亡保障費率、保険契約の締結および維持に必要な費用として新契約費率および維持費率を加えたものとなります。

### 年金、および介護年金受取期間中にご負担いただく費用

年金開始日(介護年金の場合は第1回介護年金支払日)以後、受取年金額に対して1.0%(2025年4月現在)を年金支払日に積立金額より控除します。

リレープラン

¥ 円建て

### 解約(減額)の際にご負担いただく費用

契約日から10年未満に解約(減額)する場合、解約(減額)する積立金額に対し、経過年数に応じて所定の解約控除率を乗じた金額をご負担いただきます。

くわしくは 32~33ページ

## 市場金利変動リスクについて

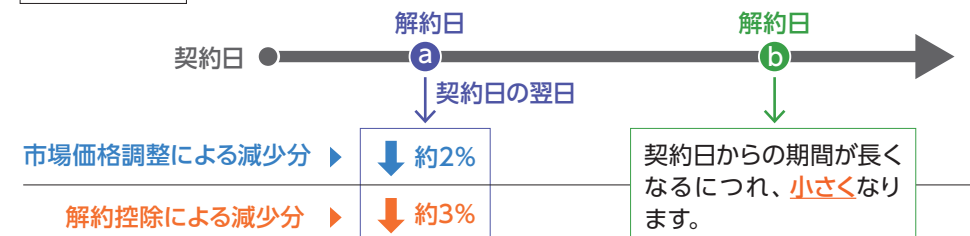
この保険は運用資産(債券等)の価値の変化を解約返戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場価格調整を行うことから、解約返戻金は増減します(解約日(減額日)における基準利率+A\*が、この保険契約の契約日における基準利率より高い場合には、解約返戻金は減少することがあります)。また、契約日から10年未満に解約(減額)する場合は、解約控除がかかります。したがって、これらの市場価格調整や解約控除により、**解約返戻金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**

\*基準利率を定める日から解約日(減額日)までの金利変動や、債券等の購入価格に関する金利と売却価格に関する金利の差異を考慮し、PGF生命が設定した率です。解約日(減額日)において0.00%以上0.05%以下の範囲内で設定されます(契約時には定まっていません)。

### 短期間で解約すると、お受取額が小さくなり、損失が生じる可能性が高まります。

市場金利が変わらない場合、契約日から解約日までの期間が短い**a**の方が、解約日までの期間が長い**b**より市場価格調整・解約控除による減少額が大きくなり、お受取額は小さくなります。また、**市場金利が契約日よりも上がった場合は、さらにお受取額が小さくなります。**

減少割合の例 ●契約日と解約日の市場金利が変わらない場合



※契約日における被保険者の年齢が60歳で、契約日と解約日(減額日)における基準利率を1%、Aを0.05%とした例です。

くわしくは 32~33ページ

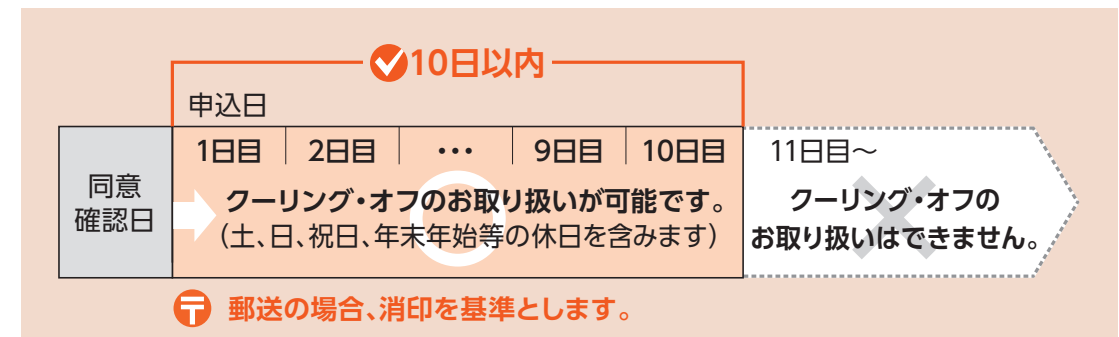
※契約日や解約日(減額日)における基準利率を、「市場金利」として説明しています。

※減少分の数値について、小数点第1位を切り上げて表示しています。

※市場金利の変動による影響を受けるため、解約返戻金額は変動します。

# お申し込みの撤回または解除(クーリング・オフ制度)について

- 申込者または契約時の契約者(以下「申込者等」といいます)は、**申込日**または**本書面についての同意確認日(意向確認書兼適合性確認書の確認日)**のいずれか遅い日から**その日を含めて10日以内(土、日、祝日、年末年始等の休日を含む)**であれば、電磁的記録または書面によりお申し込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申し込みの撤回等」といいます)をすることができます。



- お申し込みの撤回等をされた場合、PGF生命にお払い込みいただいた保険料と同額をご返金します。

## 【お申し込みの撤回等の方法】

電磁的記録による方法と、お申し込みの撤回等の意思を記載した書面をPGF生命本社宛に郵送もしくは直接提出していただく方法があります。  
※お申し込みの撤回等は募集代理店にお申し出いただいてもお手続きできません。PGF生命にお申し出ください。

### <電磁的記録の場合>

PGF生命ホームページの「お問い合わせ」よりお申し出、お手続きください。

PGF生命ホームページ  
<https://www.pgf-life.co.jp/inquiry/index.html>

### <書面の場合>

「お申し込みの撤回等をする旨」を明記のうえ、申込者等の氏名(自署)、住所、電話番号、申込書番号(申込書控に印字)、保険料返金先(返金口座)をご記入ください。

お申出書面(封書)の記載見本

切手

10008964

〇〇局

00.00.00

10日以内の消印有効

東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー  
PGF生命 クーリング・オフ担当 宛

PGF生命 行

私は下記契約の申し込みを撤回します。

氏名 〇〇 〇〇

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇ー〇ー〇

電話番号 〇〇〇〇ー〇〇ー〇〇〇〇

申込書番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

保険料返金先 〇〇銀行 〇〇支店  
預金種目 〇〇  
口座番号 〇〇〇〇〇〇〇〇  
口座名義人 〇〇〇〇

送付先  
〒100-8964  
東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー  
PGF生命 クーリング・オフ担当

- お申し込みの撤回等をする旨の明記
- 自署
- 申込書控に印字
- すでに保険料を払い込まれた場合

## 【お申し込みの撤回等のお取扱期限】

| お申し込みの撤回等の方法 | お取扱期限                       |
|--------------|-----------------------------|
| 電磁的記録        | PGF生命が電磁的記録を受信した日が10日以内まで有効 |
| 書面の郵送        | 10日以内の消印まで有効                |
| 書面の直接提出      | PGF生命本社で書面を受理した日が10日以内まで有効  |

以下の場合、**お申し込みの撤回等(クーリング・オフ)**は**お取り扱いできません。**

- ①債務履行の担保のための保険契約である場合
- ②既契約の内容変更(特約の中途付加等)の場合

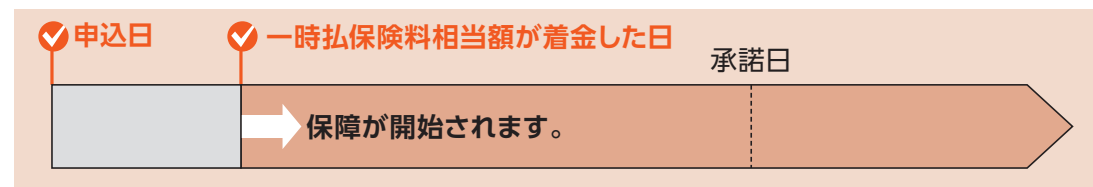


## 2 告知義務と契約確認について

- この保険のご契約に際しては、契約者および被保険者に対し、健康状態の告知を求めません。
- ご契約のお申し込み後または保険金等のご請求の際に、申込内容や保険金等の請求内容等について、**PGF生命社員またはPGF生命の委託を受けた者がご確認にお伺いすることがあります。**
- 被保険者が入院中または入院・手術を予定されている場合や、余命宣告を受けている場合には、お申し込みいただけません。

## 3 保障を開始する時期（責任開始期）について

- PGF生命がご契約のお申し込みを承諾した場合には、**一時払保険料相当額のお払い込み（PGF生命への着金）**が完了した時から、ご契約の保障が開始されます。



- 販売の担当者（生命保険募集人）は、お客さまとPGF生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対してPGF生命が承諾したときに有効に成立します。

## 4 保険金等をお支払いできない場合について（以下、代表的な例）

- 責任開始期前の不慮の事故を原因とする場合（連生災害死亡保険金、最終災害死亡保険金）。
- 保険金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者（後継契約者を含む）、第一被保険者、第二被保険者、または保険金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等重大事由によりご契約または特約が解除された場合。
- 詐欺によりご契約が取り消しとなった場合や保険金等の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合。
- 免責事由に該当した場合（責任開始日から2年以内の第一被保険者、第二被保険者の自殺、契約者（後継契約者を含む）または死亡された被保険者にかかる受取人が故意に第一被保険者や第二被保険者を死亡させた場合等）。

➡ くわしくは「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

## 5 生命保険会社の業務または財産の状況の変化による保険金額等の削減について

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- PGF生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、下記までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構

**TEL 03-3286-2820**

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午／午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

## 6 預金等との違いについて

本商品はPGF生命を引受保険会社とする**生命保険**です。このため預金とは異なり、**元本の保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません（保険契約者保護機構制度の対象となります）。**

## 7 現在のご契約を解約・減額することを前提に新たなご契約のお申し込みをされる場合について

- 現在のご契約を解約・減額することを前提に新たなご契約のお申し込みをされる場合、**不利益となることがあります。**
- **解約・減額されるご契約の解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。**
- **一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。**

8

税務のお取り扱いについて

お払い込みいただく保険料について

お払い込みいただいた一時払保険料のうち一定の金額が契約時の契約者のその年の所得から差し引かれ、所得税と住民税の負担が軽減されます。

※連生死亡保険金受取人、最終死亡保険金受取人が契約者本人あるいは配偶者またはその他の親族の場合に適用されます。

| 保険料         | 対象        |
|-------------|-----------|
| 主契約（一時払保険料） | 一般生命保険料控除 |

※一時払保険料はご契約の年のみ対象となります。  
※介護医療保険料控除、個人年金保険料控除の対象とはなりません。

(災害) 死亡保険金について

- 死亡保険金にかかる税金は、契約形態によって異なります。  
(連生死亡保険金)

| 契約内容                            | 契約例 |                 |                | 税金の種類              |
|---------------------------------|-----|-----------------|----------------|--------------------|
|                                 | 契約者 | 被保険者            | 連生死亡<br>保険金受取人 |                    |
| 契約者と同一人である第一被保険者が亡くなった場合        | 本人  | 本人<br>(第一被保険者)  | 配偶者            | 相続税                |
|                                 |     |                 | 子              |                    |
| 契約者と連生死亡保険金受取人が同一人の場合           | 本人  | 配偶者<br>(第二被保険者) | 本人             | 所得税（一時所得）<br>+ 住民税 |
|                                 |     | 子<br>(第二被保険者)   |                |                    |
| 契約者、第二被保険者、連生死亡保険金受取人がそれぞれ異なる場合 | 本人  | 配偶者<br>(第二被保険者) | 子              | 贈与税                |

(最終死亡保険金)

| 契約内容                       | 契約例            |                 |                | 税金の種類 |
|----------------------------|----------------|-----------------|----------------|-------|
|                            | 契約者・<br>後継契約者  | 被保険者            | 最終死亡<br>保険金受取人 |       |
| 契約者と同一人である第一被保険者が亡くなった場合   | 本人<br>(契約者)    | 本人<br>(第一被保険者)  | 子              | 相続税   |
|                            |                |                 | 孫              |       |
| 後継契約者と同一人である第二被保険者が亡くなった場合 | 配偶者<br>(後継契約者) | 配偶者<br>(第二被保険者) | 子              |       |
|                            | 子<br>(後継契約者)   | 子<br>(第二被保険者)   | 孫              |       |

※孫が取得した死亡保険金には、孫の相続税額にその相続税額の2割に相当する金額が加算される場合があります。

- 契約者の死亡により後継契約者が保険契約の権利を承継されたときは、解約返戻金相当額に対して、相続税が課税されます。後継契約者が承継された保険契約の権利は、契約者の本来の相続財産であり、遺産分割協議の対象となります。

- 相続税法第12条の適用により、他の死亡保険金等と合算して、「生命保険金の非課税枠（500万円×法定相続人の数）」まで非課税となる場合は以下の通りです。

連生死亡保険金：契約者と同一人の第一被保険者が亡くなり、連生死亡保険金受取人が相続人の場合

最終死亡保険金：契約者（後継契約者を含む）と同一人の第一被保険者もしくは第二被保険者が亡くなり、最終死亡保険金受取人が相続人の場合

※孫や同性パートナー・内縁関係の方など、相続人以外の方が取得した死亡保険金には非課税の適用はありません。

【一時所得について】

年間50万円の特別控除があり（他の一時所得と合算されて適用されます）、特別控除の50万円を超える部分について、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

一時所得の課税対象金額

= { [ 収入 - 必要経費 ] - 特別控除 } × 1/2

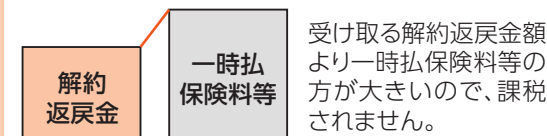
(受取額) (払込保険料等) (50万円)

解約返戻金について

解約された場合、解約返戻金額と契約時の一時払保険料等\*の差額が所得税（一時所得）と住民税の対象となります。

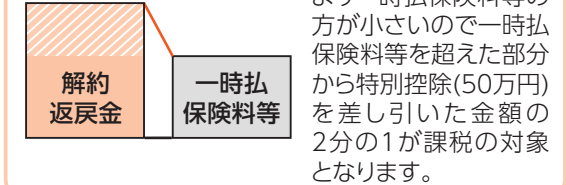
\*減額した場合は減額部分の解約返戻金額が差し引かれます。  
※契約者の死亡により後継契約者が保険契約の権利を承継した後、解約された場合も同様のお取り扱いとなります。

①課税されない場合



受け取る解約返戻金額より一時払保険料等の方が大きいので、課税されません。

②課税される場合



受け取る解約返戻金額より一時払保険料等の方が小さいので一時払保険料等を越えた部分から特別控除(50万円)を差し引いた金額の2分の1が課税の対象となります。

介護年金移行特約による年金受取にかかる税金について

- この特約を付加して年金としてお受け取りになる場合、毎年お受け取りになる年金は、毎年の年金受取時に所得税(雑所得)と住民税の対象となります。
- 死亡一時金保証期間中にお支払いする死亡一時金等について、相続税の課税対象となる場合でも相続税法第12条の適用対象とはなりません。

➡くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

（ 2024年12月現在の税制に基づくもので、将来変更されることがあります。 ）  
（ 個別の税務取り扱いにつきましては、所轄の税務署等にご確認ください。 ）

## 9 保険金等のご請求について

保険金等の支払事由が生じた場合、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

お問い合わせ窓口：保険金請求専用ダイヤル

通話料無料 <sup>コール オシハライ</sup> **0120-56-4861**

＜受付時間＞平日9:00～18:00／土曜9:00～17:00（日・祝日・12/31～1/3を除く）

- お客さまからのご請求に応じて、保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等の支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにPGF生命にご連絡ください。
- PGF生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないことがありますので、契約者のご住所等を変更された場合には、すみやかにPGF生命コールセンター（0120-56-2269）までご連絡ください。
- 支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」、「PGF生命ホームページ」、「保険金などのご請求等のご案内」に記載していますので、あわせてご確認ください。
- 保険金等の支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金等の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等はご連絡ください。
- 被保険者と受取人が同一人となる年金等について、受取人が請求できない所定の事情がある場合、指定代理請求人が請求することができます。指定代理請求人に対し、支払事由および請求できる場合があることを、あらかじめお伝えください。

➡ くわしくは「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

## 10 お問い合わせ窓口について

生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

お問い合わせ窓口：PGF生命コールセンター

通話料無料 <sup>コール ジ ブ ロック</sup> **0120-56-2269**

＜受付時間＞平日9:00～18:00／土曜9:00～17:00（日・祝日・12/31～1/3を除く）

- この商品に係る**指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会**です。
- （一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により**生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています**。また、**全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています（ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）**。お問い合わせ先については、PGF生命コールセンターまでご照会ください。
- 生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。
- PGF生命の個人情報保護方針についてはPGF生命ホームページ (<https://www.pgf-life.co.jp/>) に掲載をしていますのでご覧くださいか、上記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

## 11 その他ご確認いただきたい事項について

- 保険料を借入金で調達してお申し込みおよび借入れを前提としたお申し込みはできません。
- 保険金等のお支払いをご請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年を過ぎますと、時効によって消滅します。
- 被保険者は契約者に対してご契約の解約を請求することができます。



# 契約概要

リレープラン

\$ 米ドル建て



## ご契約の前に必ずお読みください。

「契約概要」は契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。記載の支払事由や制限事項は概要や代表事例です。それぞれの詳細や主な保険用語の説明等について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、ご確認ください。

※積立利率市場連動型一時払終身保険（保障選択型）および米国ドル建積立利率更改型一時払終身保険（保障選択型）は別商品となります。

※この「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼パンフレット」では、「ご契約のしおり・約款」の「米国ドル建積立利率更改型一時払終身保険（保障選択型）」を「米ドル建て商品」と通貨で表記し、「連生保障型」を「リレープラン」、積立金の引出機能に関する特則の「特則積立金」を「積立金（特則）」と読み替えて記載しています。

※ご契約後にプランの変更や通貨の変更はできません。

※「契約概要」での「被保険者」は第一被保険者、第二被保険者となります。

※積立金の引出機能に関する特則はご契約の締結時のみ付加することができます。

## 1 保険の特徴としくみ

### ■保険名称：米国ドル建積立利率更改型一時払終身保険（保障選択型）

#### ■保険の目的

この保険は、以下のご意向があるお客さまにおすすめする商品です。

- 生涯にわたって米ドル建ての死亡保障を確保したい。
- 被保険者お二人の死亡保障を準備したい。
- 死亡保障を確保しながら、積立金（特則）を受け取りたい（積立金の引出機能に関する特則を付加した場合）。

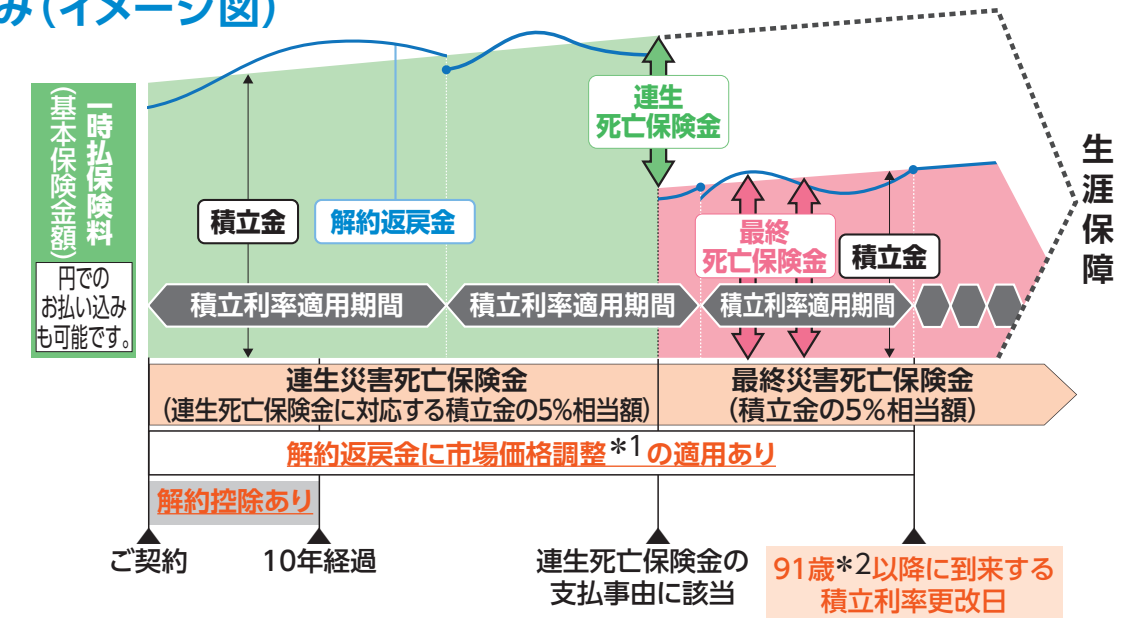
#### ■特徴

- 保険料を米ドル建てで一時払する終身保険です。
- 万一の保障が生涯にわたって続きます。
- 保険料・保険金等の金銭の授受は米ドル建てで行います。  
※円に換算して保険料・保険金等をお取り扱いする特約もあります。
- 一時払保険料から増えた分を「積立金（特則）」として、その一部を引き出すことまたは積み立てることができます。  
(積立金の引出機能に関する特則を付加した場合)

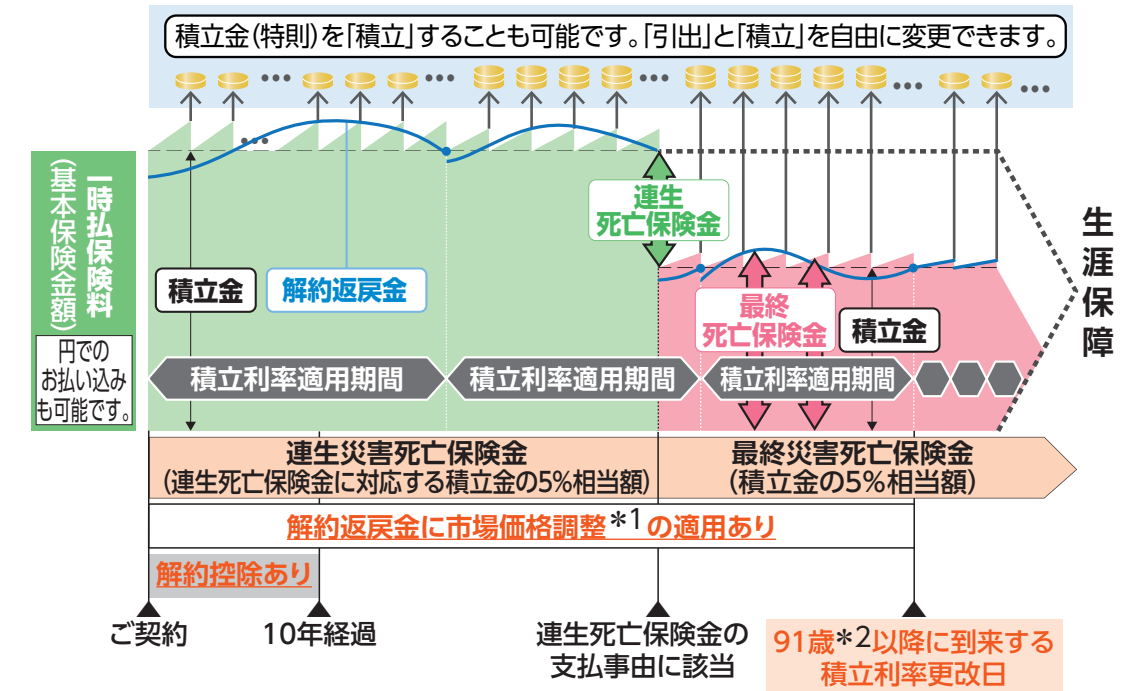
リレープラン

\$ 米ドル建て

## ■しくみ（イメージ図）



### 【積立金の引出機能に関する特則を付加した場合】



- ご契約時に第一被保険者、第二被保険者それぞれの連生死亡保険金割合を5～90%（1%単位）の範囲内で設定いただきます。連生死亡保険金の支払事由に該当する前までであれば連生死亡保険金割合を変更することができます。
- 連生死亡保険金の支払事由に該当したとき、連生死亡保険金受取人に連生死亡保険金をお支払いします。
- 第一被保険者（契約者）が先に死亡した場合、第二被保険者（後継契約者）が契約者となります。
- 連生死亡保険金のお支払い後に生存している被保険者が死亡されたとき、最終死亡保険金受取人に最終死亡保険金をお支払いします。

\*1 市場価格調整はご契約から91歳（第一被保険者または第二被保険者のいずれか高い年齢となります。）以降に到来する積立利率更改日の前日まで適用されます。

\*2 第一被保険者または第二被保険者のいずれか高い年齢となります。連生死亡保険金の支払事由が生じた後は、生存されている被保険者の年齢となります。

※連生死亡保険金の支払事由に該当する前は契約者変更はできません。

## ■積立金の引出機能に関する特則

契約日から1年経過後の契約応当日以降、積立金(特則)を解約控除・市場価格調整なしで引き出しできる特則です。積立金(特則)を毎年受け取る「引出」と積立金(特則)を積み立てておき任意のタイミングで受け取る「積立」があります。

| 引出(積立金(特則)を毎年受け取る場合)                                   |                                            |
|--------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 受取通貨                                                   | 円または米ドル                                    |
| ※円で受け取る場合、年単位の契約応当日前日の会社所定の為替レート(円換算支払特約用レート)で円に換算します。 |                                            |
| 受取日                                                    | 原則、年単位の契約応当日の2営業日後(土・日・祝日・12/31～1/3の休日を除く) |

積立(積立金(特則))を積み立てる場合)

積立金(特則)は毎年の契約応当日に積み立てます。

受取通貨

円または米ドル

※円で受け取る場合、書類到着日の前日の会社所定の為替レート(円換算支払特約用レート)で円に換算します。

積立利率

積立金(特則)はPGF生命所定の利率で積み立てます。「積立」を選択された後に適用する利率は、主契約の積立利率とは異なります。また、多くの場合で主契約の積立利率より低くなります。なお、この利率は将来変更される場合があります。直近の積立金(特則)を積み立てる際の当社所定の利率については、当社ホームページをご覧ください。

引出回数

年1回(保険年度中1回)

※積み立てた積立金(特則)の一部を引き出す場合、1回の引出金額は最低1,000米ドル(100米ドル単位)以上となります。ただし、引出後の残額が1,000米ドル以上になる必要があります。

主契約が消滅したときの積立金(特則)のお支払い

| 主契約の消滅事由     | お支払いする金額                                 | 受取人               |
|--------------|------------------------------------------|-------------------|
| 被保険者が死亡されたとき | 主契約の最終死亡保険金の支払額に、被保険者死亡日における積み立てた金額を加えた額 | 最終死亡保険金受取人        |
| 解約されたとき      | 主契約の解約返戻金の支払額に、解約日における積み立てた金額を加えた額       | 契約者<br>(後継契約者を含む) |

※連生死亡保険金の支払事由に該当した場合、連生死亡保険金の支払時に積立金(特則)は加算されません。その後、最終死亡保険金の支払事由に該当した場合、最終死亡保険金に積立金(特則)を加算した金額が支払われます。

※被保険者が災害で亡くなられた場合、積み立てた金額は連生災害死亡保険金・最終災害死亡保険金を計算する積立金の対象ではありません。

※減額時は積み立てた金額からのお支払いはありません。

●積立金(特則)とは、積立利率による1年分の積立金の増加分を指します。

|           |                                                                     |
|-----------|---------------------------------------------------------------------|
| 計算方法      | 積立金(特則)額＝基本保険金額×主契約の積立利率                                            |
| 基本保険金額の減少 | 基本保険金額が減少したとき(減額・介護年金移行*・連生死亡保険金支払後)は減額後の基本保険金額に基づいて積立金(特則)が計算されます。 |
| 受取人       | 契約者(後継契約者を含む)                                                       |

\*介護年金に移行しない部分の基本保険金額に基づきます。

●ご契約時にこの特則を付加できますが、中途付加はできません。解約等、主契約が消滅するまでこの特則は続きます。この特則のみの解約は、**直後に到来する積立利率適用期間満了時**をもって解約するお申し出をされた場合に限ります。また、この特則を解約した場合の解約控除・市場価格調整の適用はありません。

※この特則を解約した場合、積み立てた金額があるときは、その金額を契約者にお支払いします。

●引出と積立は変更可能です。

※受取方法や受取通貨等の変更をご希望される場合は、書面によるお手続きが必要になります。年単位の契約応当日の3週間前までに契約者からPGF生命コールセンター(0120-56-2269)にお申し出ください。  
※毎年の契約応当日の3ヵ月前に当該年度の積立金(特則)の引出または積立に関してご案内します。

## ■積立利率について

●積立利率とは、積立金(将来の保険金を支払うために積み立てるお金)に適用される利率です。

## ■積立利率の決定について

【契約日または積立利率計算基準日における被保険者の年齢\*<sup>1</sup>が91歳未満の場合】

●積立利率は、指標金利をもとに以下の方法で決定し、毎月2回(1日と16日)設定されます。

|   |                        |                                                                                                                                            |
|---|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | 指標金利の5日分の<br>平均値(基準利率) | <b>1日～15日の積立利率</b> :前月26日* <sup>2</sup> の直前5日分の指標金利を所定の方法で取得し平均します。<br><b>16日～月末の積立利率</b> :当月11日* <sup>2</sup> の直前5日分の指標金利を所定の方法で取得し平均します。 |
| ② | PGF生命所定の<br>範囲内で増減     | －1.5%～＋1.5%の範囲内で①を増減します。                                                                                                                   |
| ③ | 保険関係費用を控除              | 災害死亡保障費率、新契約費率、維持費率を差し引きます。                                                                                                                |

※積立利率の基準となる「基準利率」と「実際の運用資産」の金利差(金利リスク)等を考慮し、基準利率から±1.5%の範囲内で調整して積立利率を設定します。

●積立利率には、上限、下限があります。  
・積立利率の上限は以下の式で計算された利率です。

|   |                    |                                                                                                                                                  |
|---|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | 米国債利回りの<br>平均値     | <b>1日～15日の積立利率</b> :前月26日* <sup>2</sup> の直前5日分の米国債の利回りを所定の方法で取得し平均します。<br><b>16日～月末の積立利率</b> :当月11日* <sup>2</sup> の直前5日分の米国債の利回りを所定の方法で取得し平均します。 |
| ② | PGF生命所定の<br>範囲内で増加 | ①に2.0%を加えます。                                                                                                                                     |
| ③ | 保険関係費用を控除          | 災害死亡保障費率、新契約費率、維持費率を差し引きます。                                                                                                                      |

・積立利率の下限は、0.01%です。

【積立利率計算基準日における被保険者の年齢\*<sup>1</sup>が91歳以上の場合】

●積立利率は、会社所定の利率とします(ただし、0.01%を下回ることはありません)。

## ■積立利率の適用期間について

●契約日の積立利率が適用されます。その後、積立利率計算基準日ごとに各積立利率計算基準日における積立利率に更改されます。

※契約日は、一時払保険料相当額をPGF生命が受領した日(着金日)となります。申込日と契約日が一致せず、申込日の積立利率が適用されないことがありますので、ご注意ください。

| 契約日または積立利率計算基準日における<br>被保険者の年齢(満年齢)* <sup>1</sup> | 積立利率適用期間         |
|---------------------------------------------------|------------------|
| 15～79歳                                            | 20年間             |
| 80～90歳                                            | 15年間             |
| 91歳～                                              | 1年間(生涯にわたって毎年更改) |

\*<sup>1</sup> 第一被保険者または第二被保険者のいずれか高い年齢となります。連生死亡保険金の支払事由が生じた後は、生存されている被保険者の年齢となります。

\*<sup>2</sup> 休業日の時は直後の営業日を起点とします。



### ■指標金利について

- 指標金利は、会社指定の情報提供機関(Bloomberg Finance L.P.)から提供される会社所定の債券インデックスの利回りです。

※金融情勢の変化により指標金利がPGF生命所定の金利水準を下回る場合、お取り扱いを一時的に停止することがあります。

- 会社所定の債券インデックスの利回りは、積立利率適用期間が20年間の場合、格付会社によるA格相当以上(A+/A/A-)の信用格付けを有する米ドル建て20年社債で構成される債券インデックス(USD US Industrials A+/A/A- 20年)の利回りで、積立利率適用期間が15年間の場合、格付会社によるA格相当以上(A+/A/A-)の信用格付けを有する米ドル建て10年社債で構成される債券インデックス(USD US Industrials A+/A/A- 10年)の利回りです。

※将来の運用情勢の変化により消滅したときまたは長期間にわたりこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったときなど、指標金利として用いることが適切でなくなった場合は、会社は、主務官庁の認可を得て、指標金利をこの保険の運用対象と連動する金利に変更することがあります。この場合、指標金利を変更する日の2ヵ月前までに契約者にその旨を通知します。

➡くわしくは「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

### ■この保険のリスクについて

この保険は米ドル建てです。為替相場の変動によるリスクがあり、損失が生じることがあります。

- 一時払保険料を円で払い込むとき、「米ドルに換算した一時払保険料」は変動します。
- 保険金等を円で受け取るとき、「受取時の為替相場による円換算受取額」が「円による一時払保険料の金額」を下回ることがあります。  
※為替リスクは、契約者(後継契約者を含む)および受取人が負います。

解約返戻金額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。

- この保険は、解約返戻金額に対し市場金利を反映させるしくみがあります(市場価格調整)。そのため、解約時の市場環境によっては、解約返戻金額が減少し一時払保険料を下回ることがあります。

くわしくは 61～62ページ

## 2 主な保障内容

■被保険者が次の支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

| 保険金の種類    | 支払事由                                                                      | お支払いする金額                                                       | 受取人                             |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 連生死亡保険金   | 第一被保険者、第二被保険者のうち、いずれかが先に死亡されたとき                                           | 支払事由該当日における積立金相当額または解約返戻金額のいずれか大きい金額に、死亡された被保険者の連生死亡保険金割合を乗じた額 | 第一被保険者、第二被保険者ごとに指定された連生死亡保険金受取人 |
| 連生災害死亡保険金 | 責任開始期以後に発生した不慮の事故、または責任開始期以後に発病した感染症を原因として第一被保険者、第二被保険者のうち、いずれかが先に死亡されたとき | 連生死亡保険金に対応する積立金の5%相当額                                          |                                 |
| 最終死亡保険金   | 連生死亡保険金の支払後に生存している被保険者が死亡されたとき                                            | 支払事由該当日における積立金相当額または解約返戻金額のいずれか大きい金額                           | 最終死亡保険金受取人                      |
| 最終災害死亡保険金 | 責任開始期以後に発生した不慮の事故、または責任開始期以後に発病した感染症を原因として連生死亡保険金の支払後に生存している被保険者が死亡されたとき  | 支払事由該当日における積立金の5%相当額                                           |                                 |

※第一被保険者および第二被保険者が同時に支払事由に該当した場合、最終死亡保険金受取人に最終死亡保険金をお支払いします。このとき、お支払いする保険金額は、連生死亡保険金と最終死亡保険金の支払額の合計額となります。責任開始期以後に発生した不慮の事故、または責任開始期以後に発病した感染症を原因として同時に死亡された場合、連生災害死亡保険金と最終災害死亡保険金を加えてお支払いします。

※最終死亡保険金または最終災害死亡保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅します。

➡不慮の事故や感染症について、くわしくは「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

## 3 付加できる主な特約

### ■指定代理請求特約

- 被保険者と受取人が同一人のときに、年金等を請求できない所定の事情が被保険者にある場合は、指定代理請求人が代わって請求することができます。
- 指定代理請求人の指定には、あらかじめ被保険者の同意を得てください。
- 第一被保険者、第二被保険者それぞれにこの特約を付加する場合、それぞれに1人ずつ指定できます。
- 代理請求の対象となる年金等は以下のとおりとなります。

| 特約名                | 代理請求の対象となる年金等   |
|--------------------|-----------------|
| 介護年金移行特約           | 介護年金*1          |
| 保険金等の支払方法の選択に関する特約 | 年金*1*2、夫婦年金*1*2 |

\*1 年金の一括支払・一時支払も請求することができます。

\*2 年金の被保険者と年金受取人が同一人の場合となります。

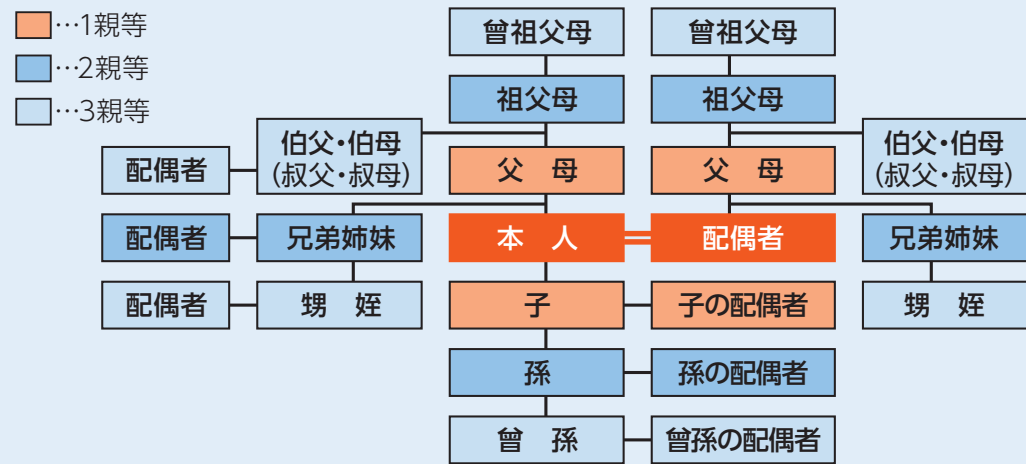
くわしくは 51～52ページ



【指定代理請求人の指定範囲】

- 被保険者の同意のもと、下記の範囲内から契約者が1人を指定します。
    - ① 被保険者の戸籍上の配偶者
    - ② 被保険者の3親等内の親族
  - PGF生命が認めた場合、下記の範囲内からも指定することができます。
    - ③ 被保険者と同居または生計を一にしている者
    - ④ 被保険者の財産管理を行っている者
    - ⑤ 連生死亡保険金受取人または最終死亡保険金受取人
    - ⑥ ③から⑤と同等の関係にある者
- ※証明のため所定の書類が必要になることがあります。

親等図



- 指定代理請求人からご請求いただいた年金等は、受取人または指定代理請求人の口座へ送金します。  
※指定代理請求人の固有の財産にはなりません。
- ご請求の際、指定代理請求人となる方へお支払いについて念書のご記入をお願いします。  
※本来の受取人と異なる方が受け取ることで、税務のお取り扱いが異なることがあります。

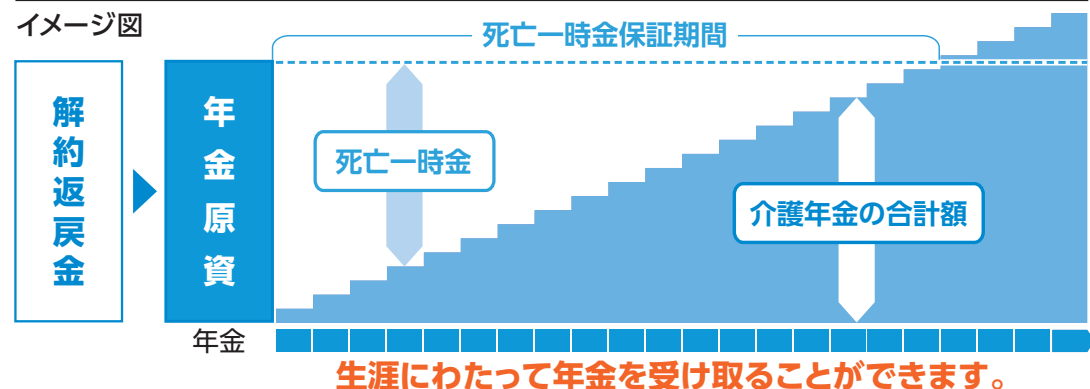
■介護年金移行特約

- 所定の要介護状態に該当したとき、解約返戻金の一部または全部を年金原資とした介護年金を生涯にわたって受け取ることができます。

【年金の種類】

|        |                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 介護終身年金 | <ul style="list-style-type: none"><li>被保険者が生存されている限り、生涯にわたって介護年金をお支払いします。</li><li>死亡一時金保証期間*1中に被保険者がお亡くなりになった場合、年金原資額から介護年金の合計額を差し引いた金額を死亡一時金としてお支払いします。</li></ul> <p>*1 死亡一時金保証期間とは、介護年金の合計額がはじめて年金原資に充当した額を超える年金支払日の前日までの期間をいいます。</p> |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

イメージ図



※介護年金は円でお支払いします。  
※この特約を付加し、年金原資の設定を行ったときの基礎率(予定利率等)に基づいて、年金額を計算します。

- 一部を年金原資とする場合、基本保険金額は減額されたものとして取り扱います。  
その場合の基本保険金額は連生死亡保険金支払前は10万米ドル以上、連生死亡保険金支払後は2万米ドル以上となる必要があります。
- この特約の付加には、第一被保険者および第二被保険者の同意が必要となります。
- 連生死亡保険金の支払事由に該当する前に、第二被保険者が第1回介護年金を請求するときは、介護年金支払に移行するにあたり契約者の同意が必要となります。
- ご請求の際は以下の条件をすべて満たしている必要があります。

- ①ご契約から1年間経過していること
- ②被保険者の年齢が満40歳以上であること

- 以下のいずれかに該当したときにお支払いします。

- ①公的介護保険制度による要介護認定を受け、要介護2以上の状態に該当していると認定されたとき
  - ②次の2つの条件を満たすとき
    - 1) 満65歳未満の被保険者がPGF生命所定の要介護状態\*2に該当したこと
    - 2) 1)の状態に該当した日からその日を含めて180日以上継続していること
- \*2 PGF生命所定の要介護状態について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

【積立金の引出機能に関する特則により積み立てた金額があるとき】

- 主契約の全部を介護年金支払に移行する場合、第1回介護年金支払日に積み立てた金額を契約者(後継契約者を含む)にお支払いします。ただし、契約者(後継契約者を含む)の同意を得て、積み立てた金額の全部を年金原資額に含めることができます。
- 主契約の一部を介護年金支払に移行する場合、契約者(後継契約者を含む)の同意を得て、その積み立てた金額の全部を年金原資額に含めることができます。

⇒積立金の引出機能に関する特則について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

■保険金等の支払方法の選択に関する特約

- 保険金や解約返戻金等の支払方法を年金に変更することができます。  
※この特約の対象が解約返戻金の場合、契約日から5年未満のご契約ではお取り扱いできません。

【年金の種類】

|                 |                                 |
|-----------------|---------------------------------|
| 確定年金(年金支払期間指定型) | 年金支払期間: 5~70年(5年単位)             |
| 確定年金(年金額指定型)    | 年金支払期間: 指定年金額により定まる期間(5年以上1年単位) |
| 保証期間付終身年金       | 保証期間: 5~20年(5年単位)               |
| 保証期間付夫婦連生終身年金   | 保証期間: 5~20年(5年単位)               |

※この特約を付加し、年金基金の設定を行ったときの基礎率(予定利率等)に基づいて、年金額(確定年金(年金額指定型)の場合は年金支払期間)を計算します。

- 年金は年1・2・3・4・6・12回のいずれかの受取回数を選択することができます。
- 年6回を選択いただく場合、受け取る月を偶数月または奇数月から選択することができます。
- 最長で10年間、保険金等の支払いを据え置くことができます。

※PGF生命所定の利息をつけて据え置きます。PGF生命所定の利息は、金利情勢等により据置期間中に変更することがあります。

### ■円換算払込特約

- 米ドル建ての一時払保険料を、円で端数なくご指定のうえ、お払い込みすることができます。
- ※積立金の引出機能に関する特則を付加した場合も同様のお取り扱いです。
- ※この保険では「円換算払込特約」の「保険料円換算額を定める場合の特則」を適用します。

### ■円換算支払特約

- 米ドル建ての保険金・解約返戻金・年金・積立金(特則)等を円でお支払いすることができます。

📖 ご参考

### 米ドルまたは円への換算について

| 対象                                   |                                                                | 換算レート*1          | 換算基準日               |
|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------|------------------|---------------------|
| 円換算払込特約<br>を付加して<br>円で払い込むとき         | 一時払保険料の円換算額                                                    | 指定銀行の<br>TTM+50銭 | PGF生命<br>受領日(着金日)*2 |
| 円換算支払特約<br>を付加して<br>円で受け取るとき         | 連生死亡保険金・連生災害<br>死亡保険金・最終死亡保険金・<br>最終災害死亡保険金・<br>解約返戻金          | 指定銀行の<br>TTM-1銭  | 書類到着日の<br>前日*3      |
|                                      | 年金(年金の原資を米ドルとし、<br>年金支払時に円換算する場合)                              |                  | 年金支払日の<br>前日*3      |
|                                      | 年金(年金の原資を一括で<br>円換算する場合)                                       |                  | 年金開始日の<br>前日*3      |
|                                      | 積立金の引出機能に<br>関する特則を付加した<br>場合                                  |                  | 年単位の契約<br>応当日の前日*3  |
|                                      | 積立金(特則)<br>(毎年受け取る場合)<br>積み立てた積立金(特則)<br>(任意のタイミングで<br>受け取る場合) |                  | 書類到着日の<br>前日*3      |
| 介護年金移行特約<br>を付加して<br>介護年金を<br>受け取るとき | 解約返戻金(一括で円換算し、<br>年金の原資は円となります)                                |                  | 第1回介護年金<br>支払日の前日*3 |

\*1 PGF生命が指標として指定する銀行が公示する為替レートを対顧客電信相場の仲値(TTM)として用います。

\*2 PGF生命が指標として指定する銀行の休業日の場合、その日の直後のその銀行の営業日を換算基準日とします。

\*3 PGF生命が指標として指定する銀行の休業日の場合、その日の直前のその銀行の営業日を換算基準日とします。

## 4 ご契約の諸条件

### ■保険期間: 終身

### ■被保険者の契約年齢範囲(満年齢): 15~90歳

### ■保険料のお取り扱い

| 保険料払込方法 | 一時払                                                                                                                                                                                                                                        |                                |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 取扱範囲    | 最高保険料額*1*2                                                                                                                                                                                                                                 | 20億円                           |
|         | 最低保険料額                                                                                                                                                                                                                                     | 10万米ドル<br>(円換算払込特約付加時は1,000万円) |
|         | 取扱単位                                                                                                                                                                                                                                       | 100米ドル(円換算払込特約付加時は1万円)         |
|         | *1 契約日の指定銀行のTTMで円換算し判定します。<br>*2 同一の被保険者に対し、積立利率更改型一時払終身保険、積立利率更改型一時払終身保険(19)、米ドル建積立利率更改型一時払終身保険(保障選択型)、積立利率市場連動型一時払終身保険(保障選択型)に複数のご契約がある場合、通算して判定します。<br>※基本保険金額が通算対象額となります。<br>※リレープランの場合は基本保険金額に90%を乗じた額が、第一被保険者、第二被保険者それぞれの通算対象額となります。 |                                |

### ■告知: なし

### ■第二被保険者

第一被保険者の配偶者または2親等内の親族  
※PGF生命が認めた場合、上記以外からも指定することができます(同性パートナーや内縁関係の相手方を含みます)。その場合、証明のため所定の書類が必要になることがあります。

### ■連生死亡保険金受取人

- 第一被保険者の連生死亡保険金受取人  
原則、第一被保険者の配偶者または3親等内の親族、もしくは第二被保険者
- 第二被保険者の連生死亡保険金受取人  
原則、第二被保険者の配偶者または3親等内の親族、もしくは第一被保険者  
※PGF生命が認めた場合、上記以外からも指定することができます(同性パートナーや内縁関係の相手方を含みます)。その場合、証明のため所定の書類が必要になることがあります。

### ■最終死亡保険金受取人

原則、「第一被保険者からみて配偶者または3親等内の親族」かつ「第二被保険者からみて配偶者または3親等内の親族」  
※PGF生命が認めた場合、上記以外からも指定することができます(同性パートナーや内縁関係の相手方を含みます)。その場合、証明のため所定の書類が必要になることがあります。

➡ご契約内容(一時払保険料等)については、申込書または申込書控をご覧ください。



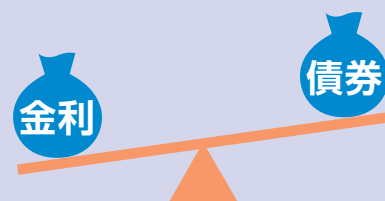
## 5 ご契約の解約と解約返戻金

- いつでも保険契約を解約することができます。
- 解約日は、所定の書類がPGF生命に到着した日となります。
- ご契約から短期間で解約されたときの解約返戻金は、多くの場合、一時払保険料より少ない金額になります。
- 部分的な解約（減額）も可能です。減額後の基本保険金額は連生死亡保険金支払前は10万米ドル以上、連生死亡保険金支払後は2万米ドル以上となる必要があります。
- 契約日からその日を含めて**10年間は解約控除があります。**
- ご契約から**91歳\*以降に到来する積立利率更改日前日までは解約控除のほかに市場価格調整が適用されます。**
  - \*第一被保険者または第二被保険者のいずれか高い年齢となります。連生死亡保険金の支払事由が生じた後は、生存されている被保険者の年齢となります。
- 主契約の解約時、積み立てた積立金(特則)がある場合、主契約の解約返戻金額に解約日における積立金(特則)を加えた額を解約返戻金としてお支払いします。

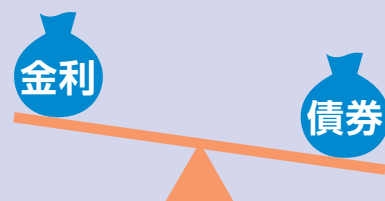
くわしくは 47～49ページ

### ご参考 市場価格調整による解約返戻金額の変動について

契約時より市場金利が低下すると債券価格が上昇し、解約返戻金額も**増加**します。



契約時より市場金利が上昇すると債券価格が低下し、解約返戻金額も**減少**します。

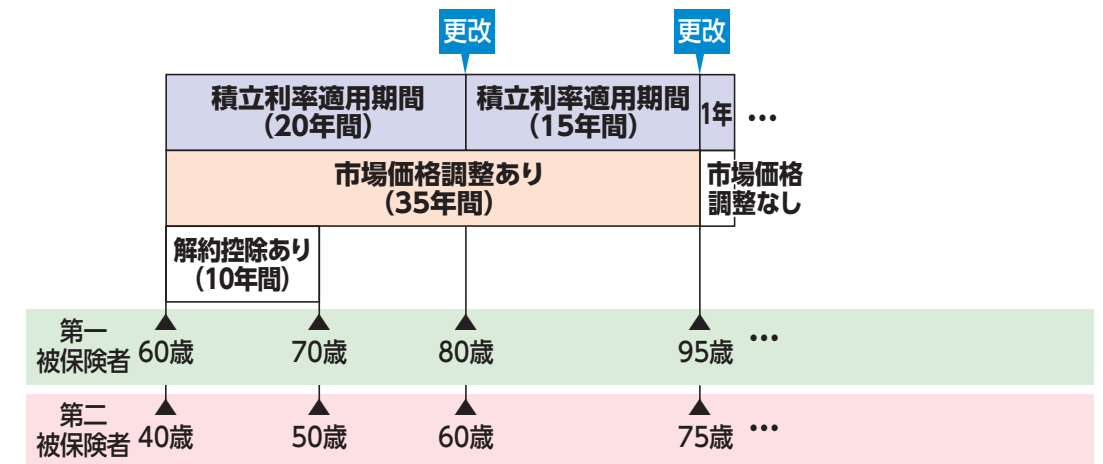


※このイメージ図は、一般的な市場金利の変動を簡略化して記載したものです。解約控除等は考慮しておらず、将来の解約返戻金額を保証するものではありません。

### ご参考 市場価格調整の適用期間について

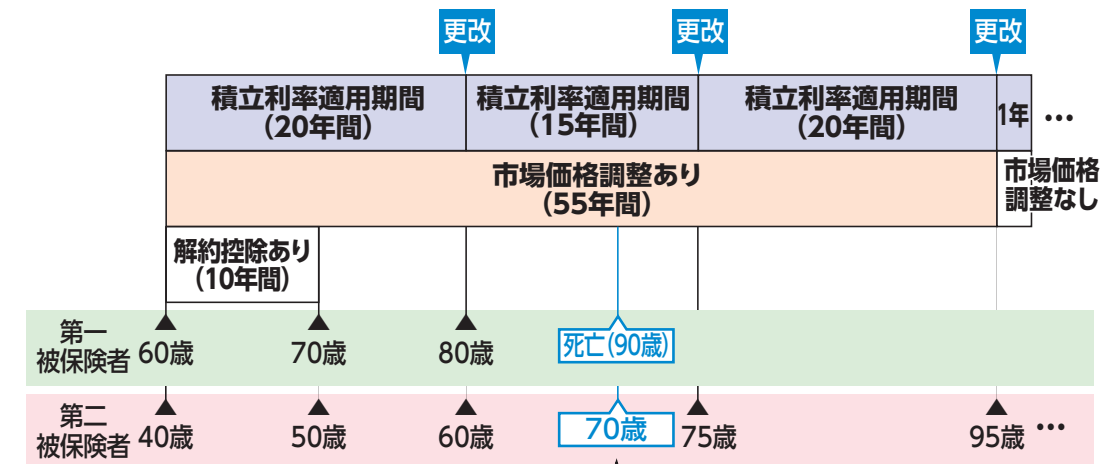
【第一被保険者が60歳、第二被保険者が40歳で加入された場合】

積立利率適用期間は年齢の高い第一被保険者により計算されます。ご契約当初は20年が適用され、次の更改からは15年が適用されます。この場合、市場価格調整は第一被保険者が95歳まで適用されます。



### (ケース①) 第一被保険者が市場価格調整の適用期間中に亡くなられた場合

第一被保険者が亡くなられた後は、第二被保険者が75歳の年齢で積立利率適用期間が更改され20年が適用されます。この場合、市場価格調整は第二被保険者が95歳まで適用されます。

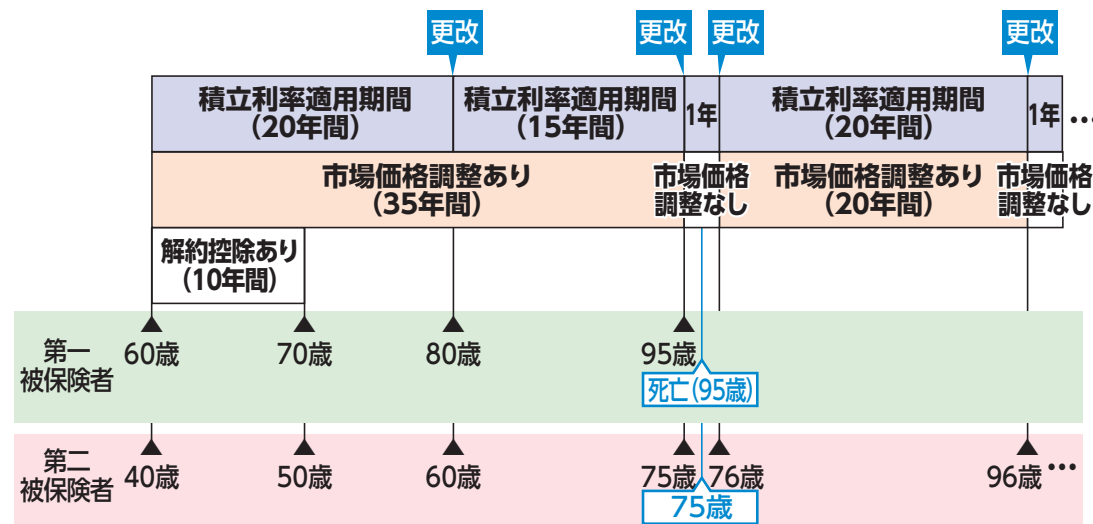


積立利率適用期間中に積立利率適用期間に基づいている被保険者が亡くなられた場合でも、その積立利率適用期間は次の更改まで適用されます。なお、次の更改では生存されている被保険者の年齢に応じて積立利率適用期間が再設定されます。



(ケース②) 第一被保険者が市場価格調整の適用期間外に亡くなられた場合

第一被保険者が亡くなられた後は、第二被保険者が76歳の年齢で積立利率適用期間が更改され20年が適用されます。この場合、市場価格調整は第二被保険者が96歳まで適用されます。



積立利率適用期間中に積立利率適用期間に基づいている被保険者が亡くなられた場合でも、その積立利率適用期間は次の更改まで適用されます。なお、次の更改では生存されている被保険者の年齢に応じて積立利率適用期間が再設定されます。

解約返戻金額は、米ドル建てで次の方法により計算します。

$$\text{解約返戻金額} = \text{積立金額} \times (1 - \text{市場価格調整率} - \text{解約控除率})$$

※解約した場合の積立金額は解約日の積立金額、部分的な解約(減額)をした場合の積立金額は減額日の積立金額に基本保険金額の減額割合を乗じた額となります。

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left( \frac{1 + \frac{\text{適用されている積立利率を計算するための基準利率}}{\text{残存月数} \times \frac{1}{12}}}{1 + \frac{\text{解約日(減額日)に適用される積立利率を計算するための基準利率}}{\text{残存月数} \times \frac{1}{12}} + A \right)$$

A: 基準利率を定める日から解約日(減額日)までの金利変動や、債券等の購入価格に関する金利と売却価格に関する金利の差異を考慮し、PGF生命が設定した率です。解約日(減額日)において0.00%以上0.10%以下の範囲内で設定されます(契約時には定まっていません)。

\*1 積立利率適用期間が20年の場合は、解約日(減額日)からその日を含めて、直後に到来する積立利率計算基準日前日までの月数(月数未満切り上げ)に0.80を乗じた月数。積立利率適用期間が15年の場合は、解約日(減額日)からその日を含めて、直後に到来する積立利率計算基準日前日までの月数(月数未満切り上げ)に0.60を乗じた月数。

「A」により、適用されている積立利率を計算するための基準利率と解約日(減額日)に適用される積立利率を計算するための基準利率が同一であっても、解約(減額)時の積立金額に対して残存期間に応じて一定率が控除されます。

例えば、適用されている積立利率を計算するための基準利率と解約日(減額日)に適用される積立利率を計算するための基準利率が3%、「A」が0.10%の場合、残存期間に応じて以下の率が控除されます。

<解約日(減額日)における積立金額に対する控除率>

積立利率適用期間が20年の場合

| 残存年数*2 | 20年*3 | 18年   | 16年   | 14年   | 12年   | 10年   | 8年    | 6年    | 4年    | 1年    |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 控除率    | 1.54% | 1.39% | 1.23% | 1.08% | 0.93% | 0.77% | 0.62% | 0.46% | 0.31% | 0.08% |

積立利率適用期間が15年の場合

| 残存年数*2 | 15年*3 | 13年   | 11年   | 9年    | 7年    | 5年    | 3年    | 1年    |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 控除率    | 0.87% | 0.75% | 0.64% | 0.52% | 0.41% | 0.29% | 0.17% | 0.06% |

\*2 解約日(減額日)から起算して、積立利率適用期間の満了日までの残存年数

\*3 契約日・積立利率計算基準日の率

※積立利率適用期間が1年の場合または解約日(減額日)が積立利率計算基準日の場合は、市場価格調整は行われません。

**解約控除率** 契約日からの経過年数に応じた所定の解約控除率を用います。

|       | ～1年未満 | 1年以上2年未満 | 2年以上3年未満 | 3年以上4年未満 | 4年以上5年未満 | 5年以上6年未満 | 6年以上7年未満 | 7年以上8年未満 | 8年以上9年未満 | 9年以上10年未満 |
|-------|-------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|-----------|
| 解約控除率 | 7.0%  | 6.3%     | 5.6%     | 4.9%     | 4.2%     | 3.5%     | 2.8%     | 2.1%     | 1.4%     | 0.7%      |

※契約日から10年以上経過している場合は解約控除は行われません。

➡くわしくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

## 6 配当金

●この保険は無配当保険です。配当金はありません。

## 7 諸費用について

●この保険にはご負担いただく費用があります。

くわしくは 59～60ページ

# 注意喚起情報

リレープラン

\$ 米ドル建て



## ご契約の前に必ずお読みください。

■この「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みの際に**特にご注意いただきたい事項**を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、**内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込み**いただきますようお願いいたします。

■この「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、**「ご契約のしおり・約款」**に記載していますのでご確認ください。

※積立利率市場連動型一時払終身保険（保障選択型）および米国ドル建積立利率更改型一時払終身保険（保障選択型）は別商品となります。

※この「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼パンフレット」では、「ご契約のしおり・約款」の「米国ドル建積立利率更改型一時払終身保険（保障選択型）」を「米ドル建て商品」と通貨で表記し、「連生保障型」を「リレープラン」、積立金の引出機能に関する特則の「特則積立金」を「積立金（特則）」と読み替えて記載しています。

※ご契約後にプランの変更や通貨の変更はできません。

※「注意喚起情報」での「被保険者」は第一被保険者、第二被保険者となります。

※積立金の引出機能に関する特則はご契約の締結時のみ付加することができます。

## ご契約にかかる費用について

ご契約にかかる費用の合計額は、積立利率の計算の際に用いる「保険関係費用」と各種お取り扱い、お受け取りの際にご負担いただく費用となります。

### 積立利率を設定する際にかかる費用

【契約日または積立利率計算基準日における被保険者の年齢\*1が91歳未満の場合】

| 保険関係費用                      | 費用   | 概要                                                                                          |
|-----------------------------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災害死亡保障および保険契約の締結・維持にかかる費用*2 | 1.3% | 積立利率を設定する際に、PGF生命が定めた利率から左記費用を差し引きます（PGF生命が定める利率は、所定の期間における指標金利の平均値に、最大1.5%を増減させた範囲内となります）。 |

※積立利率は米国債の利回りの平均値に2.0%を加え、災害死亡保障費率、新契約費率、維持費率を差し引いた利率が上限となります。また、積立利率の下限は0.01%となります。

【積立利率計算基準日における被保険者の年齢\*1が91歳以上の場合】  
積立利率に会社所定の利率を適用するため、積立利率の設定のたびに費用が変わる可能性があります。したがって、その数値や計算方法を一律に記載することができません。

\*1 第一被保険者または第二被保険者のいずれか高い年齢となります。連生死亡保険金の支払事由が生じた後は、生存されている被保険者の年齢となります。

\*2 災害死亡保障に備えるための災害死亡保障費率、保険契約の締結および維持に必要な費用として新契約費率および維持費率を加えたものとなります。

### 保険料を円でお支払いいただく場合の費用

「円換算払込特約」を付加して保険料を円でお支払いいただく場合の為替レートと仲値（TTM）との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます（PGF生命所定の為替レート 2025年4月現在：指定銀行のTTM+50銭）。

### 保険料を米ドルでお支払いいただく場合、 保険金・積立金（特則）等を米ドルでお受け取りいただく場合の費用

・取扱金融機関により諸手数料\*3（リフティングチャージ等）が必要な場合があります。

・米ドルで保険料をお支払いいただく場合の手数料\*3（PGF生命の口座に送金するための送金手数料）をご負担いただく場合があります。

\*3 金融機関ごとに手数料が異なるため、一律に記載することができません。くわしくは取扱金融機関にご確認ください。

・米ドルで保険金・積立金（特則）等をお受け取りいただく場合の手数料（PGF生命からご契約者（後継契約者を含む）または受取人の口座に送金するための送金手数料）をお受取額より差し引くことがあります（受取時にPGF生命にご確認ください）。

※クーリング・オフ等で保険料を米ドルでお受け取りいただく場合の費用も同様です。

### 保険金・積立金（特則）等を円でお受け取りいただく場合、 介護終身年金へ移行した場合の費用

「円換算支払特約」を付加して保険金・積立金（特則）等を円でお受け取りいただく場合、および「介護年金移行特約」を付加して介護終身年金へ移行した場合の為替レートと仲値（TTM）との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます（PGF生命所定の為替レート 2025年4月現在：指定銀行のTTM-1銭）。

### 年金、および介護年金受取期間中にご負担いただく費用

年金開始日（介護年金の場合は第1回介護年金支払日）以後、受取年金額に対して1.0%（2025年4月現在）を年金支払日に積立金額より控除します。

### 解約（減額）の際にご負担いただく費用

契約日から10年未満に解約（減額）する場合、解約（減額）する積立金額に対し、経過年数に応じて所定の解約控除率を乗じた金額をご負担いただきます。

くわしくは 55～58ページ



為替リスクについて

この保険は米ドル建てであり、保険料を円でお払い込みいただく場合、または保険金等を円でお受け取りいただく場合等、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、受取時の為替相場で円に換算した保険金額等が円でお払い込みいただいた一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

- 円で保険金・積立金(特則)・年金・解約返戻金等をお受け取りになる場合(円換算支払特約)、お受け取りになる金額はPGF生命所定の為替レートの変動に応じて、増減します。
- この保険にかかる為替リスクは契約者(後継契約者を含む)および受取人が負います。
- 為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じるため、お受取金額がお払い込みいただいた一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- クーリング・オフ等により、PGF生命が米ドルで保険料を返金した場合、返金された米ドルを円に換算したときに為替差損が生じる可能性があります。

市場金利変動リスクについて

この保険は運用資産(債券等)の価値の変化を解約返戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場価格調整を行うことから、解約返戻金は増減します(解約日(減額日)における基準利率+A\*が、この保険契約の契約日・更改時における基準利率より高い場合には、解約返戻金は減少することがあります)。また、契約日から10年未満に解約(減額)する場合は、解約控除がかかります。したがって、これらの市場価格調整や解約控除により、解約返戻金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

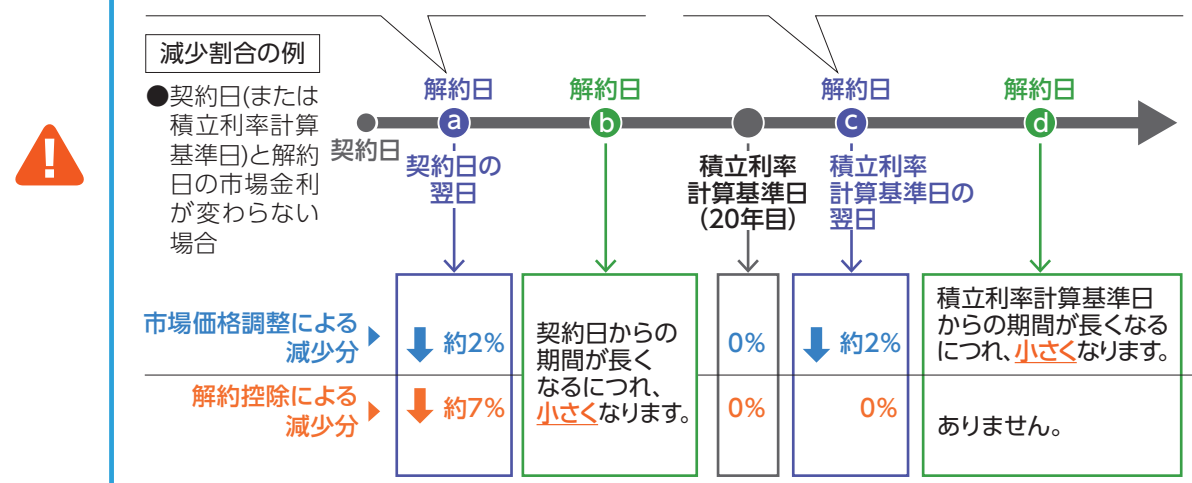
- \*基準利率を定める日から解約日(減額日)までの金利変動や、債券等の購入価格に関する金利と売却価格に関する金利の差異を考慮し、PGF生命が設定した率です。解約日(減額日)において0.00%以上0.10%以下の範囲内で設定されます(契約時には定まっていません)。
- \*積立金の引出機能に関する特則が付加されたご契約で、積み立てた積立金(特則)がある場合、積立金(特則)については解約控除・市場価格調整の適用はありません。

短期間で解約すると、お受取額が小さくなり、損失が生じる可能性が高まります。

市場金利が変わらない場合、契約日から解約日までの期間が短いaの方が、解約日までの期間が長いbより市場価格調整・解約控除による減少額が大きくなり、お受取額は小さくなります。また、市場金利が契約日よりも上がった場合は、さらにお受取額が小さくなります。

積立利率計算基準日から短期間で解約をした場合も、損失が生じる可能性が高まります。

市場金利が変わらない場合、積立利率計算基準日から解約日までの期間が短いcの方が、解約日までの期間が長いdより市場価格調整による減少額が大きくなり、お受取額は小さくなります。また、市場金利が積立利率計算基準日よりも上がった場合は、さらにお受取額が小さくなります。



※契約日(積立利率計算基準日)における被保険者の年齢が80歳未満で、積立利率適用期間を20年間、契約日(積立利率計算基準日)と解約日(減額日)における基準利率を3%、Aを0.10%とした例です。

くわしくは 55~58ページ

※契約日(積立利率計算基準日)や解約日(減額日)における基準利率を「市場金利」として説明しています。

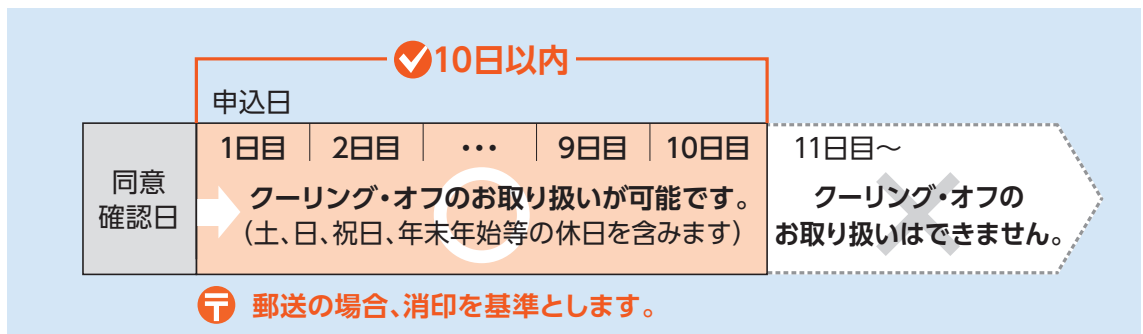
※市場価格調整による減少分の数値について、小数点第1位を切り上げて表示しています。

※市場金利・為替相場の変動による影響を受けるため、解約返戻金額は変動します。

1

お申し込みの撤回または  
解除(クーリング・オフ制度)について

- 申込者または契約時の契約者(以下「申込者等」といいます)は、**申込日**または**本書面についての同意確認日(意向確認書兼適合性確認書の確認日)のいずれか遅い日からその日を含めて10日以内(土、日、祝日、年末年始等の休日を含む)**であれば、電磁的記録または書面によりお申し込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申し込みの撤回等」といいます)をすることができます。



- お申し込みの撤回等をされた場合、**原則PGF生命にお払い込みいただいた保険料と同通貨で同額をご返金します。**
- 円換算払込特約の付加有無等により、お申し込みの撤回等に伴いご返金する通貨が異なります。くわしくは、下記をご参照ください。**

|                 | 保険料のお払い込み時の通貨 | お申し込みの撤回等の際の返金通貨 |
|-----------------|---------------|------------------|
| 円換算払込特約を付加する場合  | 円*1           | 円*3              |
| 円換算払込特約を付加しない場合 | 米ドル*2         | 米ドル*4            |

- \*1 円換算払込特約に伴う為替手数料が発生します。
- \*2 金融機関で円を米ドルに交換する場合、所定の手数料が発生します。また、お客さまの口座からPGF生命の口座に送金するための、送金手数料が発生することがあります。
- \*3 円でお払い込みいただいた金額と同額を返金いたします。
- \*4 米ドルでお払い込みいただいた金額と同額を返金いたします。ただし、当初の資金が円の場合(金融機関で米ドルに交換した場合)、以下により、返金額が円ベースでは**元本割れすることがあります。**
  - ①円から米ドルへの両替にかかる金融機関所定の手数料
  - ②米ドルから円への両替にかかる金融機関所定の手数料
  - ③送金および着金にかかる金融機関所定の手数料
  - ④為替差損(益)

※米ドルでお受け取りいただくための外貨預金口座をお持ちでない等の場合は、米ドルを円に換算してご返金します。その場合、為替差損が生じる可能性があります。

【お申し込みの撤回等の方法】

電磁的記録による方法と、お申し込みの撤回等の意思を記載した書面をPGF生命本社宛に郵送もしくは直接提出していただく方法があります。  
※お申し込みの撤回等は募集代理店にお申し出いただいてもお手続きできません。PGF生命にお申し出ください。

<電磁的記録の場合>

PGF生命ホームページの「お問い合わせ」よりお申し出、お手続きください。

PGF生命ホームページ  
<https://www.pgf-life.co.jp/inquiry/index.html>

<書面の場合>

「お申し込みの撤回等をする旨」を明記のうえ、申込者等の氏名(自署)、住所、電話番号、申込書番号(申込書控に印字)、保険料返金先(返金口座)をご記入ください。

お申出書面(封書)の記載見本

切手

1008964

〇〇局

00.00.00

消印有効

10日以内の

PGF生命 クーリング・オフ担当 宛

東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー

PGF生命 行

私は下記契約の申し込みを撤回します。

氏名 〇〇 〇〇

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

申込書番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

保険料返金先 〇〇銀行 〇〇支店  
預金種目 〇〇  
口座番号 〇〇〇〇〇〇〇〇  
口座名義人 〇〇〇〇

送付先  
〒100-8964  
東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー  
PGF生命 クーリング・オフ担当

お申し込みの撤回等をする旨の明記

自署

申込書控に印字

すでに保険料を払い込まれた場合\*

\*PGF生命にお払い込みいただいた保険料が外貨の場合は外貨口座をご記入ください。

【お申し込みの撤回等のお取扱期限】

| お申し込みの撤回等の方法 | お取扱期限                       |
|--------------|-----------------------------|
| 電磁的記録        | PGF生命が電磁的記録を受信した日が10日以内まで有効 |
| 書面の郵送        | 10日以内の消印まで有効                |
| 書面の直接提出      | PGF生命本社で書面を受領した日が10日以内まで有効  |

以下の場合、**お申し込みの撤回等(クーリング・オフ)はお取り扱いできません。**

- ①債務履行の担保のための保険契約である場合
- ②既契約の内容変更(特約の中途付加等)の場合

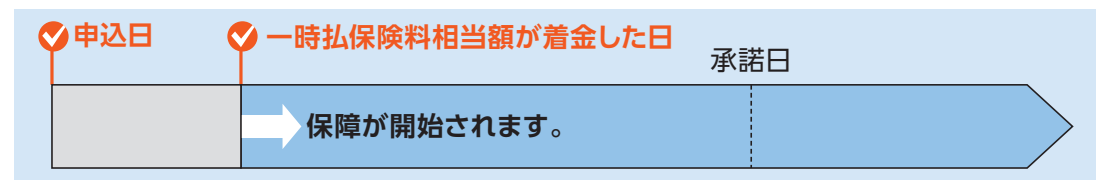


## 2 告知義務と契約確認について

- この保険のご契約に際しては、契約者および被保険者に対し、健康状態の告知を求めません。
- ご契約のお申し込み後または保険金等のご請求の際に、申込内容や保険金等の請求内容等について、**PGF生命社員またはPGF生命の委託を受けた者がご確認にお伺いすることがあります。**
- 被保険者が入院中または入院・手術を予定されている場合や、余命宣告を受けている場合には、お申し込みいただけません。

## 3 保障を開始する時期（責任開始期）について

- PGF生命がご契約のお申し込みを承諾した場合には、**一時払保険料相当額のお払い込み(PGF生命への着金)**が完了した時から、ご契約の保障が開始されます。



- 販売の担当者（生命保険募集人）は、お客さまとPGF生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対してPGF生命が承諾したときに有効に成立します。

## 4 保険金等をお支払いできない場合について（以下、代表的な例）

- 責任開始期前の不慮の事故を原因とする場合（連生災害死亡保険金、最終災害死亡保険金）。
- 保険金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者（後継契約者を含む）、第一被保険者、第二被保険者、または保険金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等重大事由によりご契約または特約が解除された場合。
- 詐欺によりご契約が取り消しとなった場合や保険金等の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合。
- 免責事由に該当した場合（責任開始日から2年以内の第一被保険者、第二被保険者の自殺、契約者（後継契約者を含む）または死亡された被保険者にかかる受取人が故意に第一被保険者や第二被保険者を死亡させた場合等）。

※積立金の引出機能に関する特則が付加されたご契約について、積立金その他の払戻を行わずに保険契約が消滅する場合には、積み立てた積立金（特則）をお支払いできません。

➡くわしくは「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

## 5 生命保険会社の業務または財産の状況の変化による保険金額等の削減について

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- PGF生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、下記までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構

**TEL 03-3286-2820**

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午／午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

## 6 預金等との違いについて

本商品はPGF生命を引受保険会社とする**生命保険**です。このため預金とは異なり、**元本の保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません（保険契約者保護機構制度の対象となります）。**

## 7 現在のご契約を解約・減額することを前提に新たにご契約のお申し込みをされる場合について

- 現在のご契約を解約・減額することを前提に新たにご契約のお申し込みをされる場合、**不利益となる場合があります。**
- **解約・減額されるご契約の解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。**
- **一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。**

## 8 税務のお取り扱いについて

### お払い込みいただく保険料について

お払い込みいただいた一時払保険料のうち一定の金額が契約時の契約者のその年の所得から差し引かれ、所得税と住民税の負担が軽減されます。

※連生死亡保険金受取人、最終死亡保険金受取人が契約者本人あるいは配偶者またはその他の親族の場合に適用されます。

| 保険料         | 対象        |
|-------------|-----------|
| 主契約（一時払保険料） | 一般生命保険料控除 |

※一時払保険料はご契約の年のみ対象となります。

※介護医療保険料控除、個人年金保険料控除の対象とはなりません。

### （災害）死亡保険金について

- 死亡保険金にかかる税金は、契約形態によって異なります。

（連生死亡保険金）

| 契約内容                            | 契約例 |                 |                | 税金の種類              |
|---------------------------------|-----|-----------------|----------------|--------------------|
|                                 | 契約者 | 被保険者            | 連生死亡<br>保険金受取人 |                    |
| 契約者と同一人である第一被保険者が亡くなった場合        | 本人  | 本人<br>(第一被保険者)  | 配偶者            | 相続税                |
|                                 |     |                 | 子              |                    |
| 契約者と連生死亡保険金受取人が同一人の場合           | 本人  | 配偶者<br>(第二被保険者) | 本人             | 所得税（一時所得）<br>+ 住民税 |
|                                 |     | 子<br>(第二被保険者)   |                |                    |
| 契約者、第二被保険者、連生死亡保険金受取人がそれぞれ異なる場合 | 本人  | 配偶者<br>(第二被保険者) | 子              | 贈与税                |

（最終死亡保険金）

| 契約内容                       | 契約例            |                 |                | 税金の種類 |
|----------------------------|----------------|-----------------|----------------|-------|
|                            | 契約者・<br>後継契約者  | 被保険者            | 最終死亡<br>保険金受取人 |       |
| 契約者と同一人である第一被保険者が亡くなった場合   | 本人<br>(契約者)    | 本人<br>(第一被保険者)  | 子              | 相続税   |
|                            |                |                 | 孫              |       |
| 後継契約者と同一人である第二被保険者が亡くなった場合 | 配偶者<br>(後継契約者) | 配偶者<br>(第二被保険者) | 子              |       |
|                            | 子<br>(後継契約者)   | 子<br>(第二被保険者)   | 孫              |       |

※孫が取得した死亡保険金には、孫の相続税額にその相続税額の2割に相当する金額が加算される場合があります。

- 契約者の死亡により後継契約者が保険契約の権利を承継されたときは、解約返戻金相当額に対して、相続税が課税されます。後継契約者が承継された保険契約の権利は、契約者の本来の相続財産であり、遺産分割協議の対象となります。
- 相続税法第12条の適用により、他の死亡保険金等と合算して、「生命保険金の非課税枠（500万円×法定相続人の数）」まで非課税となる場合は以下の通りです。

連生死亡保険金：契約者と同一人の第一被保険者が亡くなり、連生死亡保険金受取人が相続人の場合

最終死亡保険金：契約者（後継契約者を含む）と同一人の第一被保険者もしくは第二被保険者が亡くなり、最終死亡保険金受取人が相続人の場合

※孫や同性パートナー・内縁関係の方など、相続人以外の方が取得した死亡保険金には非課税の適用はありません。

### 【一時所得について】

年間50万円の特別控除があり（他の一時所得と合算されて適用されます）、特別控除の50万円を超える部分について、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

一時所得の課税対象金額

= { [ 収入 - 必要経費 ] - 特別控除 } × 1/2

(受取額) (払込保険料等) (50万円)

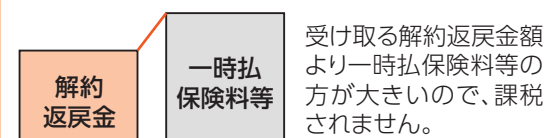
### 解約返戻金について

解約された場合、解約返戻金額と契約時の一時払保険料等\*の差額が所得税（一時所得）と住民税の対象となります。

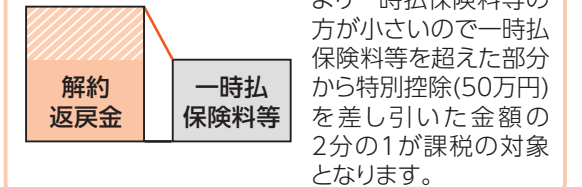
\*減額した場合は減額部分の解約返戻金額が差し引かれます。また、積立金の引出機能に関する特則が付加されたご契約について、積立金（特則）を受け取った場合は、それまでに受け取った積立金（特則）の必要経費相当額が差し引かれます。

※契約者の死亡により後継契約者が保険契約の権利を承継した後、解約された場合も同様のお取り扱いとなります。

#### ① 課税されない場合



#### ② 課税される場合



### 介護年金移行特約による年金受取にかかる税金について

- この特約を付加して年金としてお受け取りになる場合、毎年お受け取りになる年金は、毎年の年金受取時に所得税（雑所得）と住民税の対象となります。
- 死亡一時金保証期間中にお支払いする死亡一時金等について、相続税の課税対象となる場合でも相続税法第12条の適用対象とはなりません。



外貨建ての税務上の換算レートについて

この保険の税務上のお取り扱いについては、米ドルを円に換算したうえで、円建ての生命保険と同様のお取り扱いとなります。一般的に下記の為替レートを適用し、円に換算するものとされています。くわしくは所轄の税務署等にご確認ください。

| 科目                                                       | 円換算日      | 換算時の為替レート*1                                                   |
|----------------------------------------------------------|-----------|---------------------------------------------------------------|
| 一時払保険料*2                                                 | 保険料受領日    | TTM (対顧客電信仲値)                                                 |
| ・連生死亡保険金*3<br>・連生災害死亡保険金*3<br>・最終死亡保険金*3<br>・最終災害死亡保険金*3 | 支払事由の該当日  | <相続税・贈与税の対象となる場合>TTB (対顧客電信買相場)<br><所得税の対象となる場合>TTM (対顧客電信仲値) |
| 積立金(特則)*3<br>(毎年受け取る場合)                                  | 年単位の契約応当日 | TTM (対顧客電信仲値)                                                 |
| 積立金(特則)*3<br>(積み立てた金額の全部または一部を受け取る場合)                    | 書類到着日     |                                                               |
| 解約返戻金*3                                                  | 解約日(減額日)  |                                                               |

- \*1 PGF生命の行う税務計算上はPGF生命が指標として指定する銀行のTTM(対顧客電信仲値)およびPGF生命所定のTTB(対顧客電信買相場)に準じる為替レートを用います。
- \*2 円換算払込特約により円で保険料をお払い込みになっている場合は、円でお払い込みいただいた金額となります。
- \*3 円換算支払特約により円でお受け取りになっている場合は、円で受け取った金額となります。



米ドルでお支払いする保険金額等に所得税額または源泉所得税額等が発生する場合、保険金額等および一時払保険料に所定の為替レートを適用して円に換算し税額を計算します。そのため、**「お支払いする保険金額等の円換算日の所定の為替レート」が「一時払保険料の円換算日の所定の為替レート」に比べ、一定水準以上円安に進むと、米ドルを基準とした場合、これらの税負担により、税引後のお支払額(米ドル)が一時払保険料(米ドル)を下回る場合があります。**

積立金(特則)について(積立金の引出機能に関する特則を付加する場合)

【①引出(積立金(特則))を毎年受け取る場合】

積立金(特則)は年金(終身年金)として所得税法の規定が適用されます。したがって、積立金(特則)の額から必要経費\*1を差し引いた金額が所得税(雑所得)と住民税の対象となります。

- $$*1 \text{ 必要経費} = \text{積立金(特則)の額} *2 \times \frac{\text{一時払保険料相当額} *3}{\text{積立金(特則)受取予定総額} *4 + \text{死亡保険金額} *5}$$
- \*2 米ドルでお受け取りいただく場合は、年単位の契約応当日におけるPGF生命が指標として指定する銀行のTTM(対顧客電信仲値)で円換算した金額となります。円換算支払特約により円でお受け取りいただく場合は、円で受け取った金額となります。
- \*3 米ドルで保険料をお払い込みになっている場合は、保険料受領日におけるPGF生命が指標として指定する銀行のTTM(対顧客電信仲値)で円換算した金額となります。円換算払込特約により円で保険料をお払い込みになっている場合は、円でお払い込みいただいた金額となります。
- \*4 第1回の年単位の契約応当日\*6における「積立金(特則)の額×被保険者(生存している年齢の高い被保険者)の余命年数」となります。積立金(特則)の額は、第1回の年単位の契約応当日\*6におけるPGF生命が指標として指定する銀行のTTM(対顧客電信仲値)で円換算した金額となります。
- \*5 第1回の年単位の契約応当日\*6におけるPGF生命が指標として指定する銀行のTTM(対顧客電信仲値)で円換算した金額となります。
- \*6 受け取り方を「積立」から「引出」に変更した場合、変更後に到来する年単位の契約応当日となります。ただし、受け取り方を繰り返し変更した場合は、初めて「引出」を選択した後に到来する年単位の契約応当日を指します。

【②積立(積立金(特則))を積み立てる場合】

- ・積み立てた積立金(特則)の全部または一部を受け取る場合、所得税(一時所得)と住民税の対象となります。受け取った積立金(特則)の額\*7から必要経費\*8を差し引いて一時所得の計算をします。
- \*7 米ドルでお受け取りいただく場合は、書類到着日におけるPGF生命が指標として指定する銀行のTTM(対顧客電信仲値)で円換算した金額となります。円換算支払特約により円でお受け取りいただく場合は、円で受け取った金額となります。
- \*8 一時払保険料(過去に必要な経費とした部分を除く)のうち、受け取った積立金(特則)の額に達するまでの金額となります。
- ・**「積立」において、積み立てた積立金(特則)の全部または一部を受け取る場合でも(下記②)、積立金(特則)を受け取る前に「引出」により積立金(特則)を受け取ったことがある場合は、所得税(雑所得)と住民税の対象となります。くわしくは、下記をご参照ください。**

【積立金(特則)を受け取った場合の税金】

| 受取内容                                              | 税の種類               |
|---------------------------------------------------|--------------------|
| ①引出(積立金(特則))を毎年受け取る場合)における受取                      | 所得税(雑所得)<br>+ 住民税  |
| ②積立(積立金(特則))を積み立てる場合)において、積み立てた積立金(特則)の全部または一部の受取 |                    |
| ②の受取前において、①による積立金(特則)を受け取っていない場合                  | 所得税(一時所得)<br>+ 住民税 |
| ②の受取前において、①による積立金(特則)を受け取ったことがある場合                | 所得税(雑所得)<br>+ 住民税  |

くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

2024年12月現在の税制に基づくもので、将来変更されることがあります。  
個別の税務取り扱いにつきましては、所轄の税務署等にご確認ください。

## 参考 積立金の引出機能に関する特則を付加した場合の税務取り扱いについて

## 積立金(特則)の課税について

## ①引出(積立金(特則)を毎年受け取る場合)の課税対象額の計算例

(ご契約例:契約時に引出を選択し、第1回の年単位の契約応当日に円で受け取る場合)

- 第一被保険者:男性
- 第二被保険者:女性(配偶者)
- 契約時の第一被保険者年齢:60歳(第1回の年単位の契約応当日における第一被保険者の年齢:61歳)
- 契約時の第二被保険者年齢:55歳(第1回の年単位の契約応当日における第二被保険者の年齢:56歳)
- 第1回の年単位の契約応当日における被保険者の余命年数:18年(所得税法施行令別表に定める余命年数)  
※年齢の高い第一被保険者(男性)の余命年数で計算します。
- 契約日の積立利率:年3.0%
  - ・一時払保険料:10万米ドル  
(保険料受領日におけるTTM(120円と仮定)で円換算した場合の一時払保険料相当額:1,200万円)
  - ・積立金(特則)の額:360,000円  
(当ご契約例に基づく積立金(特則)の額3,000米ドルを円換算支払特約で円換算した額(第1回の年単位の契約応当日の前日の為替レートを120円と仮定))
  - ・積立金(特則)受取予定総額:6,480,000円  
(当ご契約例に基づく積立金(特則)の額3,000米ドルを第1回の年単位の契約応当日におけるTTM(120円と仮定)で円換算した額(360,000円)に被保険者の余命年数(18年)を乗じた額)
  - ・第1回の年単位の契約応当日の死亡保険金額:10万米ドル  
(第1回の年単位の契約応当日におけるTTM(120円と仮定)で円換算した場合の死亡保険金相当額:1,200万円)

## &lt;必要経費の計算例&gt;

$$\begin{aligned}
 \text{必要経費} &= \text{積立金(特則)の額} \times \frac{\text{一時払保険料相当額}}{\text{積立金(特則)受取予定総額} + \text{死亡保険金額}} \\
 &= 360,000(\text{円}) \times \frac{12,000,000(\text{円})}{(6,480,000(\text{円})) + (12,000,000(\text{円}))} \\
 &= 360,000(\text{円}) \times 0.65^{*1} \\
 &= 234,000(\text{円})^{*2}
 \end{aligned}$$

\*1 小数点第3位以下切上げ \*2 円未満切捨て

毎年受け取る積立金(特則)の額から必要経費を差し引いた残額が雑所得としてその年の他の所得と合算して計算されます。当事例の場合、第1回の積立金(特則)の額360,000円から234,000円が差し引かれた126,000円がその年の他の所得と合算され総合課税されます。

## ②積立(積立金(特則)を積み立てる場合)の課税対象額の計算例

(ご契約例:契約時に積立を選択し、積み立てた積立金(特則)の一部を円で受け取る場合)

- 被保険者:男性
- 契約時の被保険者年齢:60歳
- 一時払保険料:10万米ドル
- 契約日から10年目の契約応当日に積み立てた積立金(特則)の一部(30,000米ドル)を受け取った場合
  - ・積立金(特則)の額:3,600,000円  
(積立金(特則)の額30,000米ドルを円換算支払特約で円換算した額(書類到着日の前日の為替レートを120円と仮定))

当事例の場合、受け取った積立金(特則)の額3,600,000円から必要経費として3,600,000円を差し引くため、積立金(特則)を受け取ったその年について課税対象金額は発生しません。

ただし、積立金(特則)を受け取った後、必要経費は12,000,000円(保険料受領日のTTMを120円とした場合の円換算後の一時払保険料相当額)から3,600,000円を差し引いた8,400,000円に洗い替えが行われます。なお、一時払保険料相当額のうち、受け取った積立金(特則)の額に達するまでの金額が必要経費となります。

## 積立金(特則)受取後に解約した場合の課税について

## 一時所得の課税対象額の計算例

(設定例①)

- 前項①のご契約例について、契約日から10年目の契約応当日に解約し、解約返戻金を円で受け取る場合  
(第2回以降の年単位の契約応当日の前日の円換算支払特約用の為替レートが第1回の年単位の契約応当日の前日における当為替レートと同じレートで推移したものとする)
  - ・解約返戻金額:1,200万円  
(解約返戻金額10万米ドルを円換算支払特約で円換算した額(書類到着日の前日の為替レートを120円と仮定))

## &lt;必要経費の計算例&gt;

$$\begin{aligned}
 \text{必要経費} &= \text{一時払保険料} - \text{それまで受け取った積立金(特則)の額等に対する必要経費}^{*} \\
 &= 12,000,000(\text{円}) - (234,000(\text{円}) \times 10(\text{年})) = 9,660,000(\text{円})
 \end{aligned}$$

\*減額等がないものとします。

(一時所得の課税対象金額)

$$\begin{aligned}
 &= \{ \text{収入} - \text{必要経費(払込保険料等)} \} - \text{特別控除(50万円)} \} \times 1/2 \\
 &= \{ 12,000,000(\text{円}) - 9,660,000(\text{円}) - 500,000(\text{円}) \} \times 1/2 \\
 &= 920,000(\text{円})
 \end{aligned}$$

\*他に一時所得の収入金額がないものとします。

当事例の場合、解約返戻金額より必要経費および特別控除を差し引いた2分の1の金額(920,000円)が他の所得と合算され総合課税されます。

(設定例②)

- 前項②のご契約例について、契約日から15年目の契約応当日に解約し、解約返戻金を円で受け取る場合
  - ・解約返戻金額:1,440万円  
(解約返戻金額12万米ドルを円換算支払特約で円換算した額(書類到着日の前日の為替レートを120円と仮定))

## &lt;必要経費の計算例&gt;

$$\begin{aligned}
 \text{必要経費} &= \text{一時払保険料} - \text{それまで受け取った積立金(特則)の額等に対する必要経費}^{*} \\
 &= 12,000,000(\text{円}) - 3,600,000(\text{円}) = 8,400,000(\text{円})
 \end{aligned}$$

\*減額等がないものとします。

(一時所得の課税対象金額)

$$\begin{aligned}
 &= \{ \text{収入} - \text{必要経費(払込保険料等)} \} - \text{特別控除(50万円)} \} \times 1/2 \\
 &= \{ 14,400,000(\text{円}) - 8,400,000(\text{円}) - 500,000(\text{円}) \} \times 1/2 \\
 &= 2,750,000(\text{円})
 \end{aligned}$$

\*他に一時所得の収入金額がないものとします。

当事例の場合、解約返戻金額より必要経費および特別控除を差し引いた2分の1の金額(2,750,000円)が他の所得と合算され総合課税されます。

※税務の取り扱いは将来変更されることがあります。



## 9 保険金等のご請求について

保険金等の支払事由が生じた場合、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

お問い合わせ窓口：保険金請求専用ダイヤル

通話料無料 **0120-56-4861**

＜受付時間＞平日9:00～18:00／土曜9:00～17:00（日・祝日・12/31～1/3を除く）

- お客さまからのご請求に応じて、保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等の支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにPGF生命にご連絡ください。
- PGF生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないことがありますので、契約者のご住所等を変更された場合には、すみやかにPGF生命コールセンター（0120-56-2269）までご連絡ください。
- 支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」、「PGF生命ホームページ」、「保険金などのご請求等のご案内」に記載していますので、あわせてご確認ください。
- 保険金等の支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金等の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等はご連絡ください。
- 被保険者と受取人が同一人となる年金等について、受取人が請求できない所定の事情がある場合、指定代理請求人が請求することができます。指定代理請求人に対し、支払事由および請求できる場合があることを、あらかじめお伝えください。

➡ くわしくは「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

## 10 お問い合わせ窓口について

生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

お問い合わせ窓口：PGF生命コールセンター

通話料無料 **0120-56-2269**

＜受付時間＞平日9:00～18:00／土曜9:00～17:00（日・祝日・12/31～1/3を除く）

- この商品に係る**指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会**です。
- （一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により**生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています**。また、**全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています（ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）**。お問い合わせ先については、**PGF生命コールセンターまでご照会ください**。
- 生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。
- PGF生命の個人情報保護方針についてはPGF生命ホームページ (<https://www.pgf-life.co.jp/>) に掲載をしていますのでご覧くださいか、上記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

## 11 その他ご確認いただきたい事項について

- 保険料を借入金で調達してお申し込みおよび借入れを前提としたお申し込みはできません。
- 保険金等のお支払いをご請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年を過ぎますと、時効によって消滅します。
- 被保険者は契約者に対してご契約の解約を請求することができます。



## 「Web約款」のご案内

Web約款とは、PGF生命のホームページにて、いつでも閲覧・ダウンロードいただける「ご契約のしおり・約款」\*1です。ご覧になりたい箇所を検索、文字を拡大することができます。

「Web約款」はこちらからご確認ください。



Web約款番号\*2  
2621



Web約款番号\*2  
2531



\*1 「ご契約のしおり」は、ご契約内容にかかわる重要事項や諸手続きなどについてわかりやすく記載したもので、「約款」はご契約内容に関する取り決めに記載したのになります。  
\*2 PGF生命のホームページ(<https://www.pgf-life.co.jp/>)のトップページにWeb約款番号入力欄がございます。



## 「生命保険証券(Web保険証券)」のご案内

PGF生命マイページにて閲覧・ダウンロードいただける「生命保険証券(Web保険証券)」をおすすめしています。

※お申し込み時に保険証券の電子化に関する特約\*1\*2を付加した場合、PGF生命マイページに生命保険証券(Web保険証券)を掲載します。なお、ご利用にはPGF生命マイページの新規登録が必要です。

- 生命保険証券(書面)を紛失する心配がありません。
- 生命保険証券(書面)不着の心配や、ご不在時の再配達依頼の手間がなくなります。
- SDGsの観点から、紙の削減による環境保護や資源効率向上につながります。

\*1 保険契約者を変更した場合や、PGF生命マイページの登録を解除した場合、特約は消滅し、書面の生命保険証券をお届けします。なお、特約はお申し込み時点における当社所定の範囲内での取り扱いとなります。  
\*2 募集代理店によってはこの特約をお取り扱いしていない場合があります。

## PGF生命について

### PGF生命は世界最大級の金融サービス機関 「プルデンシャル・ファイナンシャル」の一員です。

当社は日本のプルデンシャル・グループにおける代理店チャネル専業会社として、2010年より、バンカシュアランス\*を中心に事業を展開しております。

\*「バンカシュアランス」とは、金融機関代理店を通じた生命保険の販売を意味します。

#### ■日本におけるプルデンシャル・グループのご紹介



「PGF生命」は「プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命」の略称です。

PGF生命についてはこちらからご確認ください。



本社 プルデンシャルタワー  
(東京 永田町)

## 個人情報の取り扱いについて(ご契約者さまへ)

**このお知らせは、PGF生命の生命保険契約の契約者となられる皆さまの個人情報の取り扱いについてまとめたものです。下記の明示事項および同意事項をご確認のうえお申し込みください。**

※個人情報の取り扱いに関する詳細は、当社ホームページの個人情報保護方針(<https://www.pgf-life.co.jp/privacy/index.html>)をご確認ください。

### ▶ 本申込みにおいて取得する個人情報についてサービスのご提供等のために利用します

明示事項

PGF生命は、生命保険業に伴って取り扱う個人情報につきましては、お客さまとのお取引を安全かつ確実に進め、より良い商品・サービスを提供させていただくために、下記の目的で取得・管理・利用します。なお、医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)については、保険業法施行規則において、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的にその利用が限定されています。

①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い ②関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理  
③PGF生命の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実 ④その他保険に関連・付随する業務

### ▶ 必要な範囲で医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を取得、利用または第三者提供します

同意事項

PGF生命は、各種保険契約のお引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、保険商品の開発、保険事業の公平性確保、保険制度の健全性維持、保険集団全体の公平性確保等、生命保険事業の適切な業務運営を確保する必要性から業務遂行上必要な範囲で、医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を取得、利用または第三者提供致します。

取得した機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)等の個人情報は担当部門以外に業務上適切な範囲で契約者・被保険者・募集関係人・事務担当者等に知らせることがあります。なお、機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)等の個人情報は既に取得しているものも含みます。

また、お申込内容の確認等をさせていただくことがあります。被保険者さまの機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)等の個人情報についてご契約者さま等より取得する場合があります。

### ▶ 保険契約が締結に至らなかった場合や消滅した後も個人情報を保持します

同意事項

PGF生命は、機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を含め本申込みにおいて取得した、または既に取得している個人情報について、ご契約が締結に至らなかった場合や解約、保険期間満了後等保険契約が消滅した後も保持致します。なお、取得した申込関係書類等についての返却は行いません。

### ▶ 個人情報を再保険会社(外国にある会社を含みます)に提供することがあります

同意事項

PGF生命は各種保険契約のお引受けの判断を照会したり、お引受け後の保険契約の引受リスクを適切に分散するために再保険(再々保険以降の再保険を含む)を行うことがあります。この場合、PGF生命は再保険会社(外国にある会社を含みます)が各種保険契約のお引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い等に利用するために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報等当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社(外国にある会社を含みます)に提供することがあります。

また、提供する個人情報には受取人、指定代理請求人、ご家族情報等が含まれる場合がございますので、あらかじめご契約者さまよりご説明、ご理解をいただいたうえでお申し込みくださいますようお願い致します。

### ▶ 個人情報を医療機関等に照会・提供することがあります

同意事項

PGF生命は、医療機関へ前述「各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い」の利用目的達成のために業務上適切な範囲で既に取得しているものも含めてお申込内容等の個人情報を照会・提供する場合があります。

### ▶ ジブラルタ生命との間で個人情報を相互に提供します

同意事項

PGF生命は、PGF生命のグループ会社であるジブラルタ生命に加入されているご契約がある場合、機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を含め本申込みにおいて取得したまたは両社がすでに取得している個人情報について、PGF生命とジブラルタ生命の間で相互に提供します。提供された個人情報はご契約内容のご照会、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いその他各種手続きのために利用します。

### ▶ 保険契約等のお引受け・保険金等のお支払いの判断の参考とするために、ご契約内容が登録されます

明示事項

PGF生命は、(一社)生命保険協会(「協会」)、協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(総称して「各生命保険会社等」)とともに、保険契約もしくは共済契約等(「保険契約等」)のお引受けの判断または保険金もしくは給付金等(「保険金等」)のお支払いの判断の参考とすることを目的として、保険契約等に関する所定の情報(被保険者名、死亡保険金額、入院給付日額等)を協会に登録しております。

協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において前述の目的のため利用されることがあります。また、協会の会員生命保険会社につきましては(一社)生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)をご覧ください。

### ▶ お支払い等の判断のために、各生命保険会社等と情報を共同して利用することがあります

明示事項

PGF生命は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます)とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等(以下「保険契約等」といいます)の解除もしくは無効の判断(以下「お支払い等の判断」といいます)の参考とすることを目的として、PGF生命を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する、ご契約のしおりに記載された相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金、年金または給付金のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、(1)被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(2)保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(照会を受けた日から5年以内)(3)保険種類、契約日、復活日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法等の全部または一部について、(一社)生命保険協会を通じて照会をなし、他の生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の生命保険会社等からの照会に対し情報を提供することがあります。

これらの情報は、各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがあります。(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社につきましては(一社)生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)をご覧ください。



